

## 平成30年度 第1回 土壤汚染対策検討委員会 次第

日時：平成30年5月31日（木）午後2時から午後5時まで  
場所：東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

### 1 開 会

### 2 議 題

#### (1) 都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討について

（中間とりまとめ及びパブリックコメントについて）

- ① 中間とりまとめの関係者ヒアリングの状況
- ② パブリックコメントの資料案について

（規則及び指針に係る検討）

- ③ 規則及び指針において検討する事項
- ④ 規則事項1 基準（健康リスク、周辺地下水汚染のおそれ）
- ⑤ 規則事項2 手続（調査猶予、土地改変時の適用除外、汚染地の改変）
- ⑥ 指針事項1 調査（法との整合、地下水調査、調査省略）

#### (2) その他

### 3 閉 会

## 【配布資料】

- 資料 1 中間とりまとめ 関係者ヒアリング実施状況
- 資料 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正案（土壌汚染対策制度）に関する意見募集について（案）
- 資料 3-1 規則改正事項、指針改正事項の整理
- 資料 3-2 土壌汚染対策検討委員会における検討スケジュール（平成 30 年度）（案）
- 資料 4 規則事項 1 基準（①健康リスクの判断基準 ②地下水汚染対策）
- 資料 5 規則事項 2 手続（①調査猶予）
- 資料 6 規則事項 2 手続（②第 117 条の適用除外行為 ③汚染地の改変行為）
- 資料 7 土壌汚染対策指針の改正事項について
- 資料 8 指針事項 1 調査（汚染状況調査の方法）

- 参考資料 1 土壌汚染対策検討委員会設置要綱
- 参考資料 2 平成 29 年度第 3 回検討委員会議事録（委員限り）
- 参考資料 3 都の土壌汚染対策制度の見直しに係る検討スケジュール（案）
- 参考資料 4 都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討について（中間とりまとめ）  
【概要】

## 別冊資料（委員のみ）

- 関連規程等、法改正関連資料
- 平成 29 年度 検討委員会資料一式
- これまでの検討の経過（平成 29 年度第 3 回検討委員会事項追加版）
- 都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討について（中間とりまとめ）

「土壤汚染対策検討委員会」委員名簿

[50 音順・敬称略]

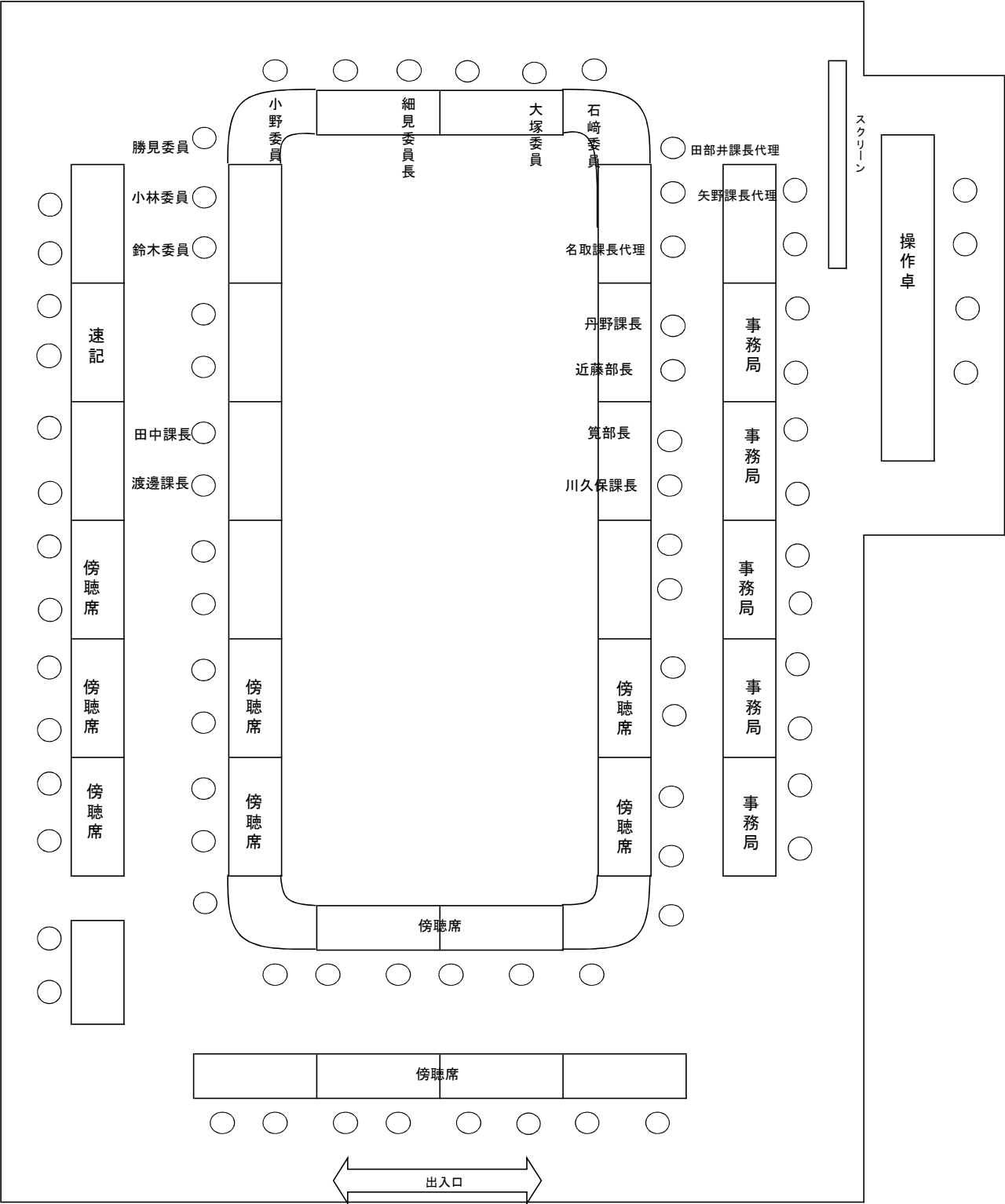
| 氏名             | 現職                                             | 専門分野             |
|----------------|------------------------------------------------|------------------|
| 石崎 利一          | 全国中小企業団体中央会                                    | 中小企業経営           |
| 大塚 直           | 早稲田大学 法学部 教授                                   | 法律（環境法）          |
| 小野 恭子          | 国立研究開発法人 産業技術総合研究所<br>主任研究員                    | リスク評価            |
| 勝見 武           | 京都大学大学院 地球環境学堂<br>教授                           | 地盤工学             |
| 小林 剛           | 横浜国立大学大学院 環境情報研究院<br>准教授                       | 環境安全科学<br>環境動態解析 |
| 鈴木 弘明          | 一般社団法人 土壤環境センター<br>技術委員会 委員長<br>(原所属：日本工営株式会社) | 土壤汚染<br>調査・対策    |
| (委員長)<br>細見 正明 | 東京農工大学大学院 工学研究院<br>教授                          | 環境化学工学<br>土壤汚染   |

「土壤汚染対策検討委員会」事務局名簿

| 氏名      | 所属                                       |
|---------|------------------------------------------|
| 笥 直     | 環境局環境改善部長                                |
| 近藤 豊    | 環境局環境改善技術担当部長                            |
| 川久保 ルミ子 | 環境局環境改善部計画課長                             |
| 渡邊 昇    | 環境局環境改善部化学物質対策課長                         |
| 丹野 紀子   | 環境局環境改善部土壌地下水汚染対策担当課長                    |
| 田中 利和   | 環境局多摩環境事務所環境改善課長                         |
| 名取 雄太   | 環境局環境改善部化学物質対策課統括課長代理<br>(土壌地下水汚染対策総括担当) |
| 矢野 明子   | 環境局環境改善部化学物質対策課課長代理<br>(土壌地下水汚染対策担当)     |
| 田部井 健   | 環境局環境改善部化学物質対策課課長代理<br>(土壌地下水汚染対策担当)     |

平成30年度 第1回 土壌汚染対策検討委員会 座席表

平成30年5月31日(木)  
午後2時～午後5時  
都庁第二本庁舎31階 特別会議室27





## 資料 1

# 中間とりまとめ 関係者ヒアリング 実施状況

1

### 「中間とりまとめ」 ヒアリングの経緯

○平成29年度第3回（平成29年3月2日）の検討委員会において、第1回及び第2回の検討の内容についての「中間とりまとめ（素案）」を示した。

○その後、第3回の検討内容を追加した「中間とりまとめ（案）」を委員に示し、いただいた指摘を反映した「中間とりまとめ」を環境局ホームページ内の土壤汚染対策検討委員会ページにて公開した（4月）

公開URL：<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/information/dojou-kentou.html>

○「中間とりまとめ」の内容について、現時点までに次の関係者（団体等）に対してヒアリングを実施した。

| 実施日   | ヒアリング先団体等   | 略称  |
|-------|-------------|-----|
| 4月24日 | 東京都建設局      | 建設局 |
| 4月26日 | 市（実務担当者）    | 市   |
| 4月27日 | 全国中小企業団体中央会 | 全中  |
| 5月1日  | 区（実務担当者）    | 区   |
| 5月9日  | 土壤環境センター    | 土環  |

○ヒアリングで寄せられた意見・質問等については、その場で各団体等にした見解を整理し、別紙のとおり取りまとめた。

2

## 主な意見(まとめ)

○制度見直しの全体的な方向性については、各団体等とも否定的な意見はなく、各規定についての質問・実務上の要望等が多く寄せられた。

### ＜主な意見等＞

|               |                                                                                              |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市、全中、<br>区、土環 | 地下水汚染への対策等<br>・都の独自の制度であるため、各団体等から考え方についての質問や、今後の検討において考慮すべき指摘が寄せられた。                        |
| 全中、土環         | 台帳制度による情報公開<br>・「汚染の確認されなかったこと」の情報について、正しい理解が難しく、意図とは異なる受け止められ方が予想されるとの懸念が寄せられた。             |
| 全中            | 操業中の調査対策<br>・操業中調査対策のメリットについての質問や、情報の公開の有無に関わらず、「汚染あり」の調査結果については義務ではないため報告されないのではとの懸念が寄せられた。 |
| 区、土環          | 自然由来<br>・自然由来の場合に必要な調査や台帳の扱いへの質問、搬出された土壌に係る責任の考え方等についての指摘が寄せられた。                             |
| 市、区           | 見直し後の制度を想定した実務上の質問(飲用井戸、廃止後調査、所有者通知等)が数多く寄せられた。                                              |

3

## ヒアリング結果の活用等

○制度見直しの全体的な方向性については、異論はなかったため、「中間とりまとめ」の内容を基本としてパブリックコメントの案を作成した。

○ヒアリングで寄せられた意見・質問等についての個別事項への見解を示すことで、ヒアリング先の各団体等に限らず、広く関係者の新たな制度への理解の一助とする。

○規則・指針事項に係るものについては、今後の検討の参考としていく。

○実務面での要望等については、関係者と協力しながら施行に向けて準備を進めていく。

○なお、今後も他の団体等も含めて引き続き意見交換やヒアリング等を実施し、新たにいただく意見等についても、規則・指針事項及び制度運用の検討に活用していく。

4



| 項目                        | 意見の概要                                                                                                        | 現時点における事務局の見解                                                                                                     |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1 条例に基づく土壌汚染対策制度の目的・規制対象 |                                                                                                              |                                                                                                                   |
| 1 規制の対象とする有害物質の定義         |                                                                                                              |                                                                                                                   |
| 2 対象とするリスク                |                                                                                                              |                                                                                                                   |
| (1)健康リスクの定義               |                                                                                                              |                                                                                                                   |
| (2)飲用井戸情報の収集等             | 飲用井戸の定義、情報収集の方法を示してほしい。                                                                                      | 区・市<br>現在都が保有している井戸情報の扱いについて保健所行政と調整した上で、保健所・防災井戸・水道法所管部署等の保有情報を都が定期的に収集し、区市からの照会に対応することを想定している。具体的な収集の手順は今後検討する。 |
|                           | 都が再度全戸調査を行なう予定はあるか。                                                                                          | 区<br>環境局としては調査せず、新たな井戸については保健所に届出いただく方向で整理したいと考えている。                                                              |
|                           | 井戸水の飲用については決まりがなく、把握していない区も多い。                                                                               | 区<br>状況は承知している。                                                                                                   |
|                           | 自治体間、区境や都境などの情報共有はどうすべきか。                                                                                    | 区・市<br>都が収集した飲用井戸の情報を各自治体と共有するにあたっての具体的方法は今年度検討する。都県境については都に相談いただきたい。                                             |
| (3)地下水環境保全の考え方            | 帯水層として恒常的に存在するものを見るのか、宙水のような一過性の地下水も対象としてみるのか。                                                               | 土環<br>法の考え方と合わせる。                                                                                                 |
| 3 自然由来等基準不適合土壌の扱い         | 自然由来等として扱う場所の定義は、どのように考えているか。どこに規定するか。                                                                       | 区<br>埋立由来も一部対象とすることを条例に示し、要件は改正後の法施行規則等を参考に規則及び通知事項とする方向である。                                                      |
|                           | 「条例の規制を一部適用する」の一部とは何か。                                                                                       | 区<br>搬出による汚染の拡散を防止するための汚染拡散防止計画及び完了届の規定を適用する。                                                                     |
|                           | 自然由来の調査は何を対象とするのか。                                                                                           | 土環<br>新たに調査をさせるのではなく、既に明らかになっている自然由来汚染に関する地歴調査か、汚染状況調査で判明した場合を想定している。                                             |
|                           | 自然由来等の土地は、台帳に記載されるのか。                                                                                        | 土環<br>調査結果が報告されるので、台帳に記載される。                                                                                      |
|                           | 自然由来等の「判断」は、既に何らかの理由で自然由来と判明しているもののみを台帳に記載するということで良いか。                                                       | 区<br>調査報告の中で明らかになっているもののみが対象と考えている。                                                                               |
| 4 調査・対策義務の原則              | 例えば、地歴上過去にも同様の事業を行っていた事業者がいた土地で高濃度地下水汚染が見つかり汚染原因者が不明な場合、現在の事業者が義務者となるのか。法であれば土地所有者等が義務者となるが、条例独自の規定のため確認したい。 | 市<br>現状でも発生しうるケースであるが、個別に判断していくものと考えている。                                                                          |

| 項目             | 意見の概要                                                                                        |          | 現時点における事務局の見解                                                                        |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2 土壌汚染届出情報の公開 |                                                                                              |          |                                                                                      |
| 1 届出情報の公開の手法   | 公開する形式や項目について、統一的に示してほしい。台帳の様式は各区の事情があり定めるのは望ましくないが、記載事項は列挙すべきである。                           | 区        | 台帳の記載事項は規則に規定し、様式は規定しない予定である。参考様式をお示しすることを検討している。                                    |
|                | 初めて実施する事務であり、業務量増加の懸念があるため、区市で実施する内容を整理し、事前に説明会や研修を行ってほしい。                                   | 区・市      | 今後も意見交換会や研修などを通し、説明や情報提供を行う。                                                         |
| 2 届出情報の公開の範囲   | 台帳の「汚染が確認されなかった」とは、地歴で汚染のおそれなしなのか、実際調査して汚染がないことを指しているのか。                                     | 全中<br>土環 | いずれも含む。調査して汚染がないことについても、あくまでも法・条例の方法により調査した結果汚染が見つからなかったという意味である。                    |
|                | 台帳の情報は最新の情報なのか。例えば「汚染のおそれなし」の情報に有効期限はあるのか。                                                   | 全中       | 情報はあくまで届出時点のものである。次の届出契機が来るまで、その後の土地利用によって新たに生じた汚染などは把握できない。新たな届出があれば、情報が更新されることになる。 |
|                | 台帳で公開される情報が届出時点の情報であることについて、台帳を閲覧した方に理解できるか懸念がある。台帳上「汚染なし」とされていれば、多くの人は、現状も「汚染なし」と考えてしまうだろう。 | 全中       | 「汚染なし」の情報公開は慎重に行う必要があると考えている。                                                        |
|                | 「汚染が確認されなかったことの届出の公開」のスケジュール、方法を示してほしい。                                                      | 区        | 特に都において件数が多いこともあり、また公開に伴う課題等の検討も要するため、来春の施行からは一定の期間を置き、公開の方法についてもその間に検討することを考えている。   |
|                | 廃止届が提出された時点で台帳に記載するのか。                                                                       | 市        | 法と同様、調査報告書の提出後に、台帳に記載することを考えている。                                                     |
|                | 台帳の調製は、過去にさかのぼって行うのか。また、過去に封じ込めたものは記載するのか。                                                   | 市        | いずれも改正条例施行後の案件から調製し、記載する。                                                            |
|                | 「汚染のおそれなし」で条例手続完了後、土壌を搬出するときに汚染が見つかった場合はどうするのか。                                              | 土環       | 現行規定でも生じる事態であり、法14条を提出するよう指導している。                                                    |

| 項目                         | 意見の概要                                                          | 現時点における事務局の見解                                                                                      |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第3 調査実施の契機</b>          |                                                                |                                                                                                    |
| <b>1 第116条に基づく調査の実施の時期</b> | 廃止時に事業者に調査命令を出すことになるのか。                                        | 市<br>命令の発出なく調査義務が発生する。                                                                             |
|                            | 調査義務者が廃止届後、調査しないままにならないよう、対策をとってほしい。                           | 区<br>都としても周知する。                                                                                    |
|                            | 調査期限について、法と同様に延長できるようにするのか。                                    | 区<br>法と異なり、同じ条例の中で廃止の手続と調査の時期が定められていることから、延長の規定は設けない。適宜ご指導願いたい。                                    |
|                            | 「除却」の定義を示してほしい。施設の更新も含むのか。更新は含めない方が良く考える。                      | 区<br>除却に係る調査義務は、土地の改変に伴う拡散防止の観点からの規定として位置づけを改める。                                                   |
|                            | 除却の時期と調査の実施時期の整合は取れるのか。                                        | 区<br>当該除却時の土壌の掘削による汚染拡散を防止する目的とするため、第117条と同様に改変箇所において新たに汚染が生じない段階で実施する。                            |
|                            | 工場や指定作業所の廃止届の様式に、使用有害物質・調査予定日の記載欄を追加し、地下水汚染の状況を把握できるようにしてはどうか。 | 市<br>土壌汚染対策制度以外の条項に基づく届出であるため、今後の検討課題とする。                                                          |
|                            | 事業者の有害物質取扱状況の報告について、条例の規定に整備してほしい。                             | 区<br>対象となる事業者の範囲等を定めることに課題があり、報告を一律に義務付けることは難しい。条例上、この目的で報告を求めることができるということについて、既存規定か新たな規定において整理する。 |
| <b>2 第116条に基づく調査の猶予</b>    | 猶予のまま義務者と連絡が取れなくなる等の懸念があるため、曖昧な決まりとしないほしい。                     | 区<br>手続きは条例及び施行規則で規定する。                                                                            |
|                            | 猶予後、誰が義務を承継するのかを明文化してほしい。                                      | 区<br>承継の対象となる場合とその手続について条例で規定する。                                                                   |
|                            | 調査猶予時に土地所有者等の同意が得られなかった場合は猶予しないことで良いか。                         | 市<br>猶予の際に同意を必須とすることで考えている。                                                                        |
|                            | 調査猶予中の土地の軽微な改変は法では可能だが、条例はどうなるか。                               | 市<br>改変できる場合は調査が可能であり、基本的には猶予は取消されるものと考えている。                                                       |
| <b>3 第116条に基づく調査義務の承継</b>  | 義務の承継について、明文化してほしい。                                            | 区<br>承継の対象となる場合とその手続について条例で規定する。                                                                   |
|                            | 廃止者が勧告に従わず土地所有者等に義務が課される際に、廃止者への行政からのペナルティはないのか。               | 区<br>勧告違反者の公表が新たに規定される。                                                                            |
|                            | 土地の相続の場合はどうなるのか。                                               | 市<br>通常の相続時の義務承継の扱いと同様と考える。                                                                        |
|                            | 土地の所有者を把握する方法を示してほしい。                                          | 区<br>法3条の事務では登記事項を確認して連絡を取っている。変更があった旨が判明すれば対応している。                                                |
|                            | 事業者から廃止届の提出がない場合、土地所有者に調査させるのか。                                | 市<br>事業者への勧告、条例上可能な指導を行った後に、土地所有者に義務が移行し、調査させることになる。                                               |
|                            | 原因者から所有者への義務の承継はいつの時点で行うのか。また、所有者への救済措置はあるか。                   | 土環<br>事業者への勧告、条例上可能な指導を行った後を想定している。なお、救済措置は考えていない。                                                 |

| 項目                              | 意見の概要                                                                     |     | 現時点における事務局の見解                                                                          |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 第117条の適用除外となる行為の明確化           | 適用除外面積が300㎡未満と900㎡未満では特に交差点拡幅工事等で対象となる事業の数かなり変わってくる。                      | 建設局 | 適用除外面積は300㎡未満と考えている。交差点はガソリンスタンドがあることが多いと聞いており、汚染のおそれのある土地を対象外とするようなことがないように対象範囲を定めたい。 |
|                                 | 「3,000㎡以上の敷地面積」を判断する際の対象について、考え方を明確にしてほしい。現道部分は管理行為とし、新設範囲の面積で考えるべきである。   | 建設局 | 例えば工場等の敷地の拡張部分の工事の際は合計の敷地面積で判断しており、ご要望の考え方とは矛盾する。対象となる面積の考え方は、できる限り明確にしたい。             |
|                                 | 公園の工事は敷地内で土壌のやりくりをすることが多く、外部に土壌を搬出することはほぼないため、規制を緩和できないか。                 | 建設局 | 公園は様々な地歴があり、敷地内であっても汚染土壌の移動が生じて表層に現れることも考えられるため、改変前の汚染の把握は必要である。                       |
|                                 | 水道・下水を通常管理行為として対象外とするのであれば、同程度の規模の工事が多い、共同溝（CCボックス）も同じ扱いでいいのではないか。        | 建設局 | 上下水道に類する地下工作物であると整理されるならば、適用除外の範囲に含まれるが、引き続き検討したい。                                     |
|                                 | 一般的な浸透性舗装の場合、表層から、アスファルト、碎石、砂、路盤の構造となるが、どこからが土地の改変になるのか。                  | 建設局 | 土の定義を粒径2mm以下としているため、砂層は改変に該当すると考えられるが、路床と明確に分離できるのであれば、対象外と考える余地はある。                   |
|                                 | 法と同様に深さ50cmという規定に条例も合わせることはできないのか。                                        | 建設局 | 後から制定された法の規定が緩いと感じており、条例として残していく部分が必要であると考えている。                                        |
|                                 | 上下水道の管理行為は、新築も大規模修繕も含めるのか。                                                | 土環  | 行為類型としては適用除外となるが規模として法第4条の対象となる場合は、条例第117条の対象となるように規定を整備する予定である。                       |
|                                 | 除外されるものは限定列挙し、「その他類するもの」等の拡大解釈が進まないようにするべき。やむを得ず例示列挙するものについては、通知等で示して欲しい。 | 区   | その方向で検討する。                                                                             |
|                                 | 「300㎡未満の土地で既往調査で基準超過が確認されなかった」とは、どういう状況を指すのか。汚染のおそれがある場合を含むのか。            | 土環  | 既往の試料採取を伴う調査により明確に汚染があった場合以外を想定している。                                                   |
|                                 | 非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、事後報告を求めるか。                                        | 土環  | 法第4条が求めていることから、考え方を合わせる。                                                               |
| 5 土壤汚染対策法第4条に基づく届出の契機が生じた土地への対応 |                                                                           |     |                                                                                        |

| 項目                  | 意見の概要                                                                          |    | 現時点における事務局の見解                                                                                                                                                       |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 操業中の工場等における自主的な調査 | 操業中に調査をすることの意味は。                                                               | 全中 | 廃止後と異なり資金調達の可能性があること、早期の汚染発見により汚染拡大を防ぎ、対策の規模を小さく出来るメリットがある。調査後に有害物質を取り扱わなければ、その結果は廃止時に活用できる。                                                                        |
|                     | 小規模事業者の場合、当該土地での操業を止めて対策をすることができない。金銭的余裕もないのではない。また、汚染ありと判明した場合でも操業中に届出しないだろう。 | 全中 | ご指摘のような可能性は十分考えられる。汚染ありの調査結果を報告しない場合であっても、事業者にとって対策の時期等を検討する材料になる。また、汚染なしの情報が公開されるとしたら、事業者にとってのメリットになりうる。操業中でも実施できる技術があり、廃止時と異なり時間をかけて実施できることから、費用負担が分散化出来るメリットもある。 |
|                     | 都で補助制度のようなものはないのか。                                                             | 全中 | 補助金の制度はないが、操業中の調査対策に関して土壌汚染対策アドバイザー制度が利用できる。                                                                                                                        |
|                     | 操業中の任意報告を公開することの必要性は慎重に判断すべき。                                                  | 区  | 業界団体の意見等を踏まえて判断する。                                                                                                                                                  |
|                     | 調査報告時期が廃止後になるが、廃止前に実施した調査は操業中自主調査の扱いになるのか。この場合、廃止後の調査義務は残るのか。自主調査の結果は報告に使えるのか。 | 土環 | 廃止前に実施した調査であっても、その後有害物質を取り扱っていないのであれば、その調査は廃止後調査として有効である。操業中調査として報告した場合でも廃止後調査の報告義務は残るが、地歴として調査結果が有効であり、以降の有害物質取扱がなければ土壌採取等を要さないという考え方である。                          |

| 項目                 | 意見の概要                                                                                   |    | 現時点における事務局の見解                                                                           |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4 対策の要件等          |                                                                                         |    |                                                                                         |
| 1 対策の要件            | 健康被害の観点では理解するが、環境保全の観点では事業者負担が大きい。                                                      | 区  | 現行条例の規定で対策を要する土地のうち、緩和されるケースもあり、必ずしも規制強化ではない。                                           |
| 2 健康リスクのある土地における対策 | 「地下水汚染が生じていない土地におけるモニタリング」は、過剰規制ではないか。                                                  | 区  | 法が求めている事項について条例で不要とすることは困難。なお、法のモニタリングの実施期間については、改正で見直されることから、条例もこれに倣う予定。               |
|                    | 地下水汚染対策を行っている土地で飲用井戸が後からできたら、事業者は追加対策を求められるのか。                                          | 土環 | 法では区域指定された土地の周囲に新たに井戸が出来たことをもって指定換えをする必要はないというQ Aがあるので、これを参考に扱いを整理する。                   |
| 3 地下水汚染のある土地における対策 | これまで、飲用井戸がなければ対策は不要と理解していたが、今後はそうではなくなるということか。                                          | 全中 | 従来より条例では対策の考え方が法とは異なっており、今回、地下水汚染対策の考え方を整理したもの。臨海部の海水由来の高濃度汚染の地下水の扱い等は、委員からも問題提起を受けている。 |
|                    | 上流からの地下水のもらい汚染の場合はどうするのか。                                                               | 市  | 《今回検討課題と関連》                                                                             |
|                    | 地下水調査の方法は規定するか。                                                                         | 土環 | 《今回検討課題と関連》                                                                             |
|                    | 汚染範囲を確定させる方法は？                                                                          | 土環 | 《今回検討課題と関連》                                                                             |
|                    | 地下水の汚染は第二帯水層など深いところも確認するのか。                                                             | 土環 | 《今回検討課題と関連》                                                                             |
|                    | 第二地下水基準というのは技術的な観点から検討しているのか。                                                           | 土環 | 《今回検討課題と関連》                                                                             |
|                    | 第二地下水基準という新たな考え方を導入することで、例えば隣地に流れ込む地下水が第二地下水基準に適合していれば良いという判断を都が示したという認識が広まってしまうのではないか。 | 土環 | 新たな基準を定めることについての様々な影響にも留意する。                                                            |
|                    | 「汚染の拡大がないことをモニタリングにより確認する」の判断はどのようにするか。                                                 | 土環 | 今後検討していく。                                                                               |
| 4 対策の義務の課し方        | 対策として、第二地下水基準適合を目指すという考え方ができるのか。                                                        | 土環 | 今後検討していく。                                                                               |
|                    | 土地所有者等が対策を行う旨についての合意がある場合の合意とは何を想定しているか明確にしてほしい。                                        | 区  | 法施行通知や法逐条解説を参考にしながら、具体的に示す。                                                             |
|                    | 土地所有者等の当該土地に係る権利の取得にあたり過失がない場合とは、どのような場合か明確にしてほしい。                                      | 区  | 土地所有者が当該土地の汚染の可能性を知りえない場合などであり、相当限定されるものと考えている。                                         |



| 項目                     | 意見の概要                                               | 現時点における事務局の見解                                                  |
|------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| <b>第5 汚染地のリスク管理</b>    |                                                     |                                                                |
| 1 汚染地の改変に係る拡散防止        |                                                     |                                                                |
| 2 記録の保管・承継             |                                                     |                                                                |
| 3 自然由来等基準不適合土壌の搬出      | 自然由来等基準不適合土壌の搬出時調査は、都独自で定めるのか。                      | 土環<br>新たな調査方法は設定せず、法の調査やその他の調査で受入先が認めればよいと考えている。               |
|                        | 搬出土の調査は、汚染拡散防止計画書を作成する時点で実施している必要があるのか。             | 土環<br>計画書の段階では地歴調査レベルでよく、搬出時に確認すればよいと考えている。                    |
|                        | 自然由来で基準超過した土壌を受け入れた場合、原因者責任になるのか。受入者責任になるのか。        | 土環<br>法の考え方を参考に、搬出時の汚染拡散防止計画書の事項として、責任の所在が分かるような内容を求めることを検討する。 |
| <b>第6 法との重複に係る規定</b>   |                                                     |                                                                |
| 1 汚染状況調査の方法            | 概況調査しかできない場合などの扱いについて、示して欲しい。                       | 市<br>《今回検討課題と関連》                                               |
|                        | 法のように、調査結果の評価までを指針に記載するのか。                          | 区<br>《今回検討課題と関連》                                               |
|                        | 地下水調査の方法は規定するか。汚染範囲を確定させる方法は？                       | 土環<br>《今回検討課題と関連》                                              |
|                        | 地下水調査の対象物質は、分解生成物も含むのか。                             | 市<br>《今回検討課題と関連》                                               |
| 2 条例第116条と法第3条の調査報告の重複 | 同じ報告内容で様式が異なったり、都と区で指導の内容が違ったりするのは、改善してほしい。         | 全中<br>可能な限り統一を図っていく。                                           |
|                        | 調査に関する指導は、基本的に都に一本化される方向を望むが、都と区で情報共有のルール化をお願いしたい。  | 区<br>ご指摘のとおりと考えている。                                            |
|                        | 調査猶予の場合も基本的に一本化の方向になるか。                             | 区<br>猶予の要件が条例の方が厳しいため、法と条例で同じ判断にならないことが考えられる。                  |
|                        | 条例第116条の区への届出は、法第3条の届出の受領印のある鑑のみでは不十分ではないかとの懸念がある。  | 区<br>届出内容の同一性の担保の方法は、検討する。                                     |
| 3 条例第117条と法第4条の調査報告の重複 |                                                     |                                                                |
| 4 対策・拡散防止に係る重複         | 現行指針第4により条例上「完了」とみなされた土地については、今後どのように扱うのか。          | 区<br>経過措置等、考え方を整理して示す。遡及適用は困難と考えている。                           |
|                        | 届出の「みなし」については、現在のように鑑に指定の告示を添付して提出するという手続きも不要となるのか。 | 区<br>規則においてその旨規定する予定である。                                       |
|                        | 一度擬制規定によって「みなす」としたものには可逆性がない。慎重に検討してほしい。            | 区<br>ご指摘を踏まえて、問題のない範囲に限って定めるよう検討する。                            |
| 5 汚染を管理する台帳の重複         | 汚染地台帳は、条例独自で作成するのか。                                 | 市<br>法の台帳とは別に整備する。重複案件も条例のみの案件も、条例の台帳は市で調製することで進めていく予定。        |

| 項目                       | 意見の概要                                                            | 現時点における事務局の見解                                                                                                                              |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第7 その他                   |                                                                  |                                                                                                                                            |
| 1 第116条調査義務等<br>勧告違反への対応 | 調査義務者かどうかを判断する方法など、基本となる考え方をQ&Aで示してほしい。                          | 区・市<br>Q & Aでの整理を検討する。                                                                                                                     |
|                          | 有害物質取扱の定義が自治体間で違うので、判断根拠をQ&Aで示してほしい。                             | 市<br>Q & Aでの整理を検討する。                                                                                                                       |
|                          | 有害物質を取り扱っているという意識のない事業者もいると思うが、どのように対応するのか。                      | 土環<br>条例の規定上は事業者が自ら義務に気づいて調査報告することとなっている。平成13年の環境確保条例施行以降は、工場設置時の申請書に有害物質の使用排出工程を記載する、化学物質適正管理制度により把握する等の規定を整備している。法と異なり、施行以前の取扱いも対象としている。 |
| 2 費用の請求                  |                                                                  |                                                                                                                                            |
| 3 土地所有者等の協力義務            | 対策義務のかかった土地であることを知らずに購入した者に対しても、協力義務は適用されるか。                     | 区<br>協力義務とは、義務者が実施する対策について、その実施を妨げないという意味であり、適用される。                                                                                        |
| 4 最適な土壌汚染対策の選択の促進        |                                                                  |                                                                                                                                            |
| 5 その他                    | 水濁法の地下浸透防止の扱いについて、条例も法と同様に考えればよいか。                               | 市<br>法と同様の考え方を指針に盛り込む予定である。                                                                                                                |
|                          | 指針は調査対策の技術的なものを定める位置づけであり、現在の指針第4の特例のような、手続に近い内容は含めないように整理してほしい。 | 区<br>今回の改正で特例は削除する。                                                                                                                        |
|                          | 「経済合理性」を優先するかのよう書きぶりがみられる。改めるべき。                                 | 区<br>環境保護の観点から見ても過剰な規制は見直す、対策を実施する際には最適な対策を行うという趣旨であり、ご懸念のような意図ではない。                                                                       |
|                          | 条例第116条に関する事務は、平成31年度春から対応するためには、予算・人員等要求の必要があり、情報を早めに提供してほしい。   | 区<br>対応する。                                                                                                                                 |
|                          | 事務処理特例条例の改正は、どのような内容が想定されるか。                                     | 市<br>汚染情報の公開など、今回の条例改正内容を想定している。                                                                                                           |
|                          | 解釈にばらつきが出ないよう、各規定が一意的に読める状態を保ってほしい。                              | 区<br>規定で幅があるものについては、通知等で見解を示していきたい。                                                                                                        |
|                          | 今後公開していく文章は正確な表現をお願いしたい。                                         | 区<br>随時見直していく。                                                                                                                             |



(案)

## 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正案（土壌汚染対策制度） に関する意見募集について

都は、土壌汚染対策法の改正を契機として、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）のうち土壌汚染対策制度（第四章第三節）について、見直しの検討を行っています。

このたび、別紙のとおり環境確保条例改正案をとりまとめましたので、下記のとおり広く都民の皆様からご意見を募集します。

### 記

#### 1 意見募集対象

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正案（土壌汚染対策制度）について（別紙）

#### 2 募集期間

平成30年●月●日（●曜日）から平成30年●月●日（●曜日）まで（必着）

#### 3 提出方法

氏名（又は法人・団体名）、住所、連絡先（電話番号またはメールアドレス）を御記入の上、東京都環境局環境改善部化学物質対策課あてに、次のいずれかの方法でご提出ください。なお、件名は「環境確保条例改正案（土壌汚染対策制度）への意見」としてください。

（1）郵 送：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

（2）電子メール：S0000626(at)section.metro.tokyo.jp ※

（3）F A X：03-5388-1376

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。

#### 4 意見の提出に当たっての留意事項

- ・氏名又は名称、住所又は所在地は必ず明記願います。
- ・電話による意見の受付はいたしません。
- ・Eメールアドレス、ファクス番号はお間違いのないようお願いします。
- ・意見に対して個別回答はいたしませんので、あらかじめ御承知おきください。
- ・今回の条例改正案に関する内容以外の意見については、受け付けておりませんので、あらかじめ御了承願います。

## 5 提出された意見の公表

- ・提出された意見は、原則として公表させていただきます。非公表を希望の場合は、その旨を必ず御記入ください。
- ・公表に当たり、提出された意見を要約する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- ・法人・団体にあつては、名称や属性に関する情報等を公表する場合があります。名称について非公表を希望の場合は、その旨を必ず御記入ください。
- ・個人の方については、氏名、住所、電話番号を公表することはありません。

## 6 条例改正案に関する内容の閲覧方法

東京都ホームページ ⇒ 環境局 ⇒ 分野別のご案内 ⇒ 化学物質・土壤汚染  
⇒ 土壤汚染対策 ⇒ 環境確保条例 ⇒ 都民の健康と安全を確保する環境に関する  
条例改正案（土壤汚染対策制度）に関する意見募集について

URL : <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/●●>

また、東京都環境局環境改善部化学物質対策課の窓口においても閲覧しています。

（閲覧時間は土日、祝日を除く 9 時から 17 時まで）

### 【問合せ先】

環境局環境改善部化学物質対策課  
土壤地下水汚染対策担当 ●●

## 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正案 (土壌汚染対策制度)について

本資料は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号。以下「条例」という。）のうち「(第四章 工場公害対策等) (第三節 土壌及び地下水の汚染の防止)」(第 113 条から第 122 条まで) 及び関連する一部の条文の改正案に係るものです。今回募集するパブリックコメントについては、該当箇所に係る内容のみが対象となります。

### 第 1 改正の考え方

#### (1) 現行条例による土壌汚染対策制度の課題

条例による土壌汚染対策制度は、施行から 16 年が経過し、この間に土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）の改正等の環境の変化や条例の運用を蓄積してきた中で様々な課題が浮かび上がってきた。主な課題として、次の 3 点が挙げられる。

##### ① 法との関係性の整理

法の規制対象の拡大により、法と条例の両方が適用される案件が発生しており、重複の解消が求められている。

また、土壌汚染があった場合に対策が必要となる要件について法と条例の不整合が発生している。さらに、平成 29 年 5 月に公布された改正法について、法の規制・指導及び事務を円滑に実施するため、条例においても対応が必要となっている。

##### ② 汚染地情報の公開規定の未整備

法が汚染地の情報を台帳制度により公開しているのに対し、条例は公開に関する規定がなく、汚染地のリスク管理上の懸念がある。

##### ③ 条例運用上の課題の発生

工場廃止時の調査における猶予規定が整備されていないことや、未調査事業者へ対応するための規定が不足していることで指導上の支障が生じているほか、土地改変時の調査における適用除外規定が不明確であるなどの指摘がある。

また、上記に加えて、法・条例に含まれていない考え方も広がりつつある。具体的には、工場操業中からの早期の自主的な調査・対策の実施や、土壌汚染対策に係る環境負荷や経済及び社会への影響にも配慮して総合的に最適化を図る、新たな土壌汚染対策の考え方が挙げられる。

都は、法に先駆けて条例制度を運用し、必要に応じて法との整合等を図ってきたが、条例施行から 16 年が経過していること及び法の施行から 15 年、前回の改正法施行からも 8 年を経過しており、法の規制が一般化し、また規制対象が拡大してい

(案)

ることなどから、法との重複の解消や不整合の整理を行うとともに、条例制度を含めた都の土壤汚染対策制度の役割について改めて考える必要が生じた。

## (2) 今後の都における土壤汚染対策のあり方

条例におけるこれまでの制定等の経緯、特徴及び課題を踏まえて、今後の都の土壤汚染対策のあり方として、法及び条例のそれぞれの特徴を生かしつつ、さらに、自主的な取組推進も含めた「法と条例と自主的な取組のベストミックス」を目指すことを基本方針として、今後の条例制度を検討した。

具体的には、法の健康リスクの考え方を取り入れつつ条例の環境保全の考え方を反映した対策の要件を定めていくこと、条例における汚染原因者及び土地開発者への規制は条例制定時からの理念であり現場の実態に合致することから引き続き維持していくものの、土地所有者の関与のあり方を明確化していくこと、都内の活発な土地取引を踏まえ土壤汚染情報を積極的に公開していくこと、法と条例の両方が対象となる案件の手続の簡素化を図ること、操業中の自主的な取組や環境・経済・社会に配慮した取組を推進する仕組みを作ること、などについて検討を行ってきた。

以上のような問題認識のもと、実務を担う都区市の担当者からの意見を得ながら、学識経験者及び業界団体代表からなる土壤汚染対策検討委員会において、条例における土壤汚染対策制度の見直しの方向性について平成 29 年 11 月から検討を行い、平成 30 年 4 月に「都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討について（中間とりまとめ）」に整理した。同年 4 月から 5 月にかけて、中間とりまとめについて関係業界団体、区市、関係庁内各局へのヒアリングを実施した。

## (3) 今後の予定

改正後の条例については、改正法第二段階施行と同時期の施行を目指す。

なお、関連規程の改正事項については、今秋までにかけて、引き続き土壤汚染対策検討委員会において制度的・技術的な観点からの検討を行っていく。

### 【参考】用語一覧

「法」土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

「改正後の法」土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）第二段階施行後の土壤汚染対策法を指す。

「改正法第一段階施行」土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）第一段階施行（平成 30 年 4 月 1 日）を指す。

「改正法第二段階施行」土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）第二段階施行（平成 31 年春）を指す。

「条例」都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）

「現行条例」平成 30 年 4 月 1 日現在の条例を指す。

「規則」都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年規則第 34 号）

「指針」東京都土壤汚染対策指針（平成 22 年告示第 407 号）

## 第2 改正の方向性及び改正案の概要

### 1 土壤汚染対策指針の作成等(第113条関係)

現行条例第113条は、条例による土壤汚染対策の目的及び規制対象を示し、知事による土壤汚染対策指針の作成を規定する条文である。

#### 改正の方向性

- (1) 条例制定以降の土壤汚染対策に対する考え方の変遷を取り入れ、かつ法との整合を図るため、第113条において、土壤汚染対策で対象とする有害物質として「規則で定める有害物質（＝法の特定有害物質）」を定義する。
- (2) 条例制定以降の土壤汚染対策に対する考え方の変遷を取り入れ、かつ法との整合を図るため、人の健康リスクの考え方について、法と同様に、直接摂取リスク全般が土壤汚染対策の対象に含まれる書きぶりに改める。

#### 改正案の概要

##### ○ 条例における土壤汚染対策制度の目的についての書きぶりを次のように見直す。

- ・規則で定める有害物質（以下「特定有害物質」という。）に汚染された土壤又は特定有害物質による土壤の汚染に起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため

### 2 汚染土壤による健康被害の防止に係る汚染除去等命令(第114条関係)

現行条例第114条は、《工場又は指定作業場を設置している者で、有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの》（＝有害物質取扱事業者）が土壤を汚染し、《人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれ》（＝健康リスク）がある場合、土壤汚染への処理を命じることができる規定である。

#### 改正の方向性

- (1) 条例制定以降の土壤汚染対策に対する考え方の変遷を取り入れ、かつ法との整合を図るため、第114条及び同条の委任する施行規則において、法と同様の健康リスクの判断基準を規定する。この基準に該当するときに、「人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある」健康リスクがあるとし、対策を義務付ける。
- (2) 健康リスク、特に飲用リスクの把握のための飲用井戸等情報収集の根拠を条例に規定する。
- (3) 法との整合を図るため、第114条に基づく対策は、法の要措置区域に指定された区域において求められる対策と同等とする。改正法第二段階施行への対応のため、対策に係る名称についても、改正後の法の用語（「汚染除去等」）を用いる。
- (4) 改正法第二段階施行への対応のため、命令発出時に、計画書の作成提出及び措置の実施の期限を示す。

#### 改正案の概要

##### ○ 汚染土壤による健康被害の防止に係る対策の命令について、発出要件を明確化し、次

**の判断基準を規則に規定する。**

- ・ 特定有害物質により規則で定める基準（「汚染土壌処理基準」）を超え、又は超えるおそれのある土壌の汚染を生じさせ、
  - ・ かつ、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるとして規則で定める基準に該当すると認めるとき。
- に対策を命ずることができる。

**○ 命令については、期限を定めて、次の内容を命じることとする。**

- ・ 土壌汚染の除去等の措置の計画書(以下「汚染除去等計画書」という。)を作成し、
- ・ これに基づき、当該工場又は指定作業場の敷地内の土壌汚染の除去等の措置をすること。

**○ 知事は、人の健康に係る被害が生じ、若しくは生じるおそれがあるとして規則で定める基準に該当することを判断するために必要な限りにおいて、当該判断に必要な情報を自ら収集し、又は情報を有する者に対し提供を求めることができることとする。**

**○ 知事は、前項の規定に基づき収集し、又は提供を受けた情報について、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めることとする。**

**3 地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請等(第 115 条関係)**

現行条例第 115 条は、《有害物質による地下水汚染が認められる地域がある場合》の有害物質取扱事業者への調査要請及び調査の結果等により《当該土壌汚染が当該地下水汚染の原因であると認められるとき》に有害物質取扱事業者に土壌汚染への処理を命じることができる規定である。

**改正の方向性**

- (1) 法との整合を図りつつ条例の特徴を生かすため、将来にわたる地下水の飲用利用可能性の観点から条例の地下水環境保全の考え方は維持した上で、第 115 条及び同条の委任する規則において地下水汚染対策に係る措置の命令を発出する要件を明確化する。
- (2) 条例の特徴を生かすため、地下水汚染に対する命令については、第 114 条の命令と同一の用語を用いず、地下水汚染対策を目的としていることを明確にする。

**改正案の概要**

**○ 地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請等については、当該地域の土地の埋立等の造成の来歴及び現在の土地利用からみて将来にわたり地下水の利用が見込まれない場合等を除き適用すると整理するとともに、現行条例第 115 条第 2 項の規定による命令の発出要件を明確化し、次の判断基準を規則に規定する。**

- ・ 当該敷地内の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える場合で、
- ・ かつ、当該土壌汚染が周辺の地下水汚染の原因である又は周辺の地下水を汚染するおそれがあるとして規則で定める基準に該当すると認めるとき

**○ 命令については、期限を定めて、次の内容を命じることとする。**

(案)

- ・地下水汚染対策に係る措置の計画書（以下「地下水汚染対策計画書」という。）を作成し、
- ・これに基づき、当該敷地内における地下水汚染対策に係る措置を実施すること。

#### 4 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(①調査)(第 116 条第1項関係)

現行条例第 116 条は、有害物質取扱事業者に対し、工場又は指定作業場の廃止又は全部若しくは主要な部分の除却時に、敷地内の土壌の汚染状況の調査を義務付ける規定である。

##### 改正の方向性

- (1) 法との整合及び条例運用上の課題への対応のため、現行条例第 116 条による工場等（工場又は指定作業場のこと。以下この文書において同じ。）の廃止時の調査報告期限を「廃止又は除却をしようとする日の 30 日前」から、法の規定を参考に「工場等の廃止の日から 120 日以内」に変更し、工場等を廃止した者に対し調査義務を課す。
- (2) 条例運用上の課題への対応のため、工場等の全部若しくは主要な部分の除却時の調査を、第 117 条と同様に土地の改変時の汚染の拡散防止を目的とした規定として改めて位置付けることとする。このことから、除却に伴い土地の掘削を行う箇所を調査の対象とし、掘削の実施の 30 日前までに調査報告を行うこととする。また、「主要な部分」の定義を明確化する。

##### 改正案の概要

- **有害物質取扱事業者が工場又は指定作業場の廃止に伴い実施する土壌の汚染状況調査に関する規定に関し、次の点を変更する。**
  - ・知事への調査報告期限を、工場等の廃止の日から 120 日以内とする。
  - ・当該調査の義務を負うものを、「有害物質取扱事業者であったもので工場又は指定作業場を廃止した者（＝工場等廃止者）」とする。
- **有害物質取扱事業者であって、工場又は指定作業場の全部若しくは主要な部分を除却しようとするものの調査報告について、次の点を変更する。**
  - ・知事への調査報告期限を、工場等の除却に伴い土壌の掘削を行う日の 30 日前までとする。
  - ・「主要な部分」を「工場又は指定作業場に存在する施設のうち、特定有害物質を取り扱ったことにより土壌汚染が引き起こされたおそれがある施設」とする。
  - ・調査の実施範囲を、除却に伴って土壌の掘削を行う箇所に限定する。

#### 5 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(②調査の猶予)(第 116 条第1項関係)

現行条例第 116 条は、調査の猶予（土地の調査義務の一時的免除のことをいう。以下「猶予」という。）の規定がないが、法施行の後、猶予に関する考え方を都から通知で示している。具体的には《建物があって調査が困難な場合で、工場等の建物を取り壊すまでの間》《引き続き工場等設置者に管理されているか、土地所有者に管理が適切に引き継がれているこ

|                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| と》を要件としている。                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>改正の方向性</b>                                                                                                                                                                                                                   |
| (1) 改正法第二段階施行への対応及び条例運用上の課題への対応のため、工場等廃止後の調査について、猶予の規定を整備する。ただし、条例の汚染原因者責任の考え方により、猶予の申請は、調査義務者（原則として工場等廃止者）が行う。                                                                                                                 |
| (2) 条例の汚染原因者責任の考え方により、猶予の要件を独自に加える。                                                                                                                                                                                             |
| (3) 知事による猶予の確認に当たっては、工場等の操業時の状況に関する図面や記録等の保管、土地の改変等利用状況の変更届出、土地所有者等の変更届出を条件とするほか、猶予中の土地の現況が猶予の状況を満たしているかどうか届出を求め又は立入により確認することができる。                                                                                              |
| (4) 猶予の取消しについては、猶予の確認時の条件に違反した場合や届出内容の確認又は行政の現場確認により猶予の要件を満たしていないことが確認された場合に取消しを可能とする。                                                                                                                                          |
| <b>改正案の概要</b>                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>○ 工場等廃止後の調査については、調査義務を負った者が猶予の申請をした場合であって次の要件を満たす場合に限り、知事が汚染状況調査の猶予に関する確認を行うこととする。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 土地の利用方法からみて土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがなく、</li><li>・ かつ、その利用方法からみて当面の間汚染状況調査を実施できない状況にあるとき</li></ul> |
| <b>○ 猶予の確認に当たって、知事は、次の内容を確認の条件とすることができる。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 工場等の操業時の状況に関する図面や記録等の保管</li><li>・ 猶予中の土地利用状況の変更の届出</li><li>・ 土地の所有者等（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）の変更の届出</li></ul>                                |
| <b>○ 知事は、猶予中の土地の現況が猶予の要件を満たしていることについて、届出を求め、又は立入により確認することができることとする。</b>                                                                                                                                                         |
| <b>○ 知事は、猶予の確認を行った土地について、次のいずれかの場合、当該敷地内の必要な部分について、猶予の確認を取り消すことができることとする。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 届出の内容又は立入検査により猶予の要件を満たしていないことが確認された場合</li><li>・ 猶予の確認の条件に反したとき</li></ul>                                  |
| <b>○ 猶予の確認の取消しを受けた者に次の義務を課す。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 確認を取り消された日から 120 日以内に、確認を取り消された部分について汚染状況調査を行い、その結果を知事に報告すること</li></ul>                                                                                |

## 6 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(③調査義務承継)(第 116 条第 4 項関係)

現行条例第 116 条第 4 項は、有害物質取扱事業者が何らかの事情により、土壌汚染の調査を行わずに廃止等に係る土地を譲渡した場合に、当該土地の譲渡を受けた者に対し、土壌の調査を義務付けるものである。



|                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>改正の方向性</b>                                                                                                                                                                                                     |
| (1) 条例運用上の課題への対応及び条例制定以降の考え方を取り入れるため、条例第 116 条の調査義務については、工場等廃止者による調査が行われる見込みがないとき、土地の状態責任に基づき、その時点の土地所有者等に課すこととする。土地所有者等に調査義務を課すに当たっては、当該土地所有者等に対してその旨を通知するものとする。                                                 |
| (2) 土地の権利の移転があった場合の調査義務の承継の考え方は、法に準じる。調査義務の承継について、合意があったとみなされる場合は、新たな権利者が調査義務を負う。                                                                                                                                 |
| (3) 調査結果の報告についても、土地所有者等に義務付けることとし、義務を履行しなかった場合、勧告の対象とする。                                                                                                                                                          |
| <b>改正案の概要</b>                                                                                                                                                                                                     |
| <b>○ 工場等廃止後の調査については、次のいずれかの場合に、当該土地の所有者等は汚染状況調査を行い、その結果を知事に報告することとする。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・調査を行うべき者が不存在その他の理由により調査を行なう見込みがないことについて都道府県知事からの通知を受けたとき</li><li>・土地の所有者等が調査を行う意向があるとき</li></ul> |

|                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>7 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(④汚染があった場合の命令)(第 116 条第2項関係)</b>                                                                                                              |
| 現行条例第 116 条第 2 項は、有害物質取扱事業者に対し、敷地内の土壌の汚染状況の調査結果に基づき、汚染拡散防止計画書を作成し、汚染の拡散防止の措置の実施を命じることができる規定である。                                                                          |
| <b>改正の方向性</b>                                                                                                                                                            |
| (1) 法との整合を図りつつ条例の特徴を生かすため、第 116 条の規定において、健康リスクがある場合(第 114 条相当)又は地下水汚染が拡大するおそれの多い高濃度の土壌又は地下水の汚染がある場合(第 115 条相当)に、有害物質取扱事業者又は工場等廃止者に命令を発出し、措置を義務付ける。                       |
| (2) 汚染原因者である有害物質取扱事業者又は工場等廃止者に対して、汚染除去等の措置若しくは地下水汚染対策に係る措置を命じる規定とする。                                                                                                     |
| (3) 土地所有者等が措置を行う旨について合意がある場合又は工場等廃止者が不存在の場合(土地所有者等が当該土地に係る権利の取得に当たり過失がない場合を除く。)は、土地所有者等に命令を発出することも可能とする。                                                                 |
| <b>改正案の概要</b>                                                                                                                                                            |
| <b>○ 汚染状況調査の結果により、有害物質取扱事業者又は工場等廃止者に対して発出する命令については、その発出要件及び内容について次のように改める。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・当該敷地内の土壌汚染による人の健康被害のおそれがあると認めるとき(第 114 条</li></ul> |

(案)

と同等)に、汚染除去等計画書の作成及びこれに基づく措置の実施を命ずることができる。

- ・当該敷地内の土壌汚染による周辺の地下水汚染のおそれがあると認めるとき（第115条と同等）に、地下水汚染対策計画書の作成及びこれに基づく措置の実施を命ずることができる。

**○ 次のいずれかの場合は、当該土地の所有者等に対し、命令を発出することができることとする。**

- ・土地の所有者等が当該措置をする旨の合意があったとき又は合意があったと認められるとき
- ・工場等廃止者が不存在で命令を発出することができないとき。ただし、当該土地に係る権利の取得に当たり土地の所有者等に過失がない場合を除く。

**8 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(⑤対策義務の承継)(第116条第4項関係)**

現行条例第116条第4項は、有害物質取扱事業者が何らかの事情により、汚染の拡散の防止の措置を行わずに廃止等に係る土地を譲渡した場合に、当該土地の譲渡を受けた者に対し、汚染の拡散の防止の措置を義務付けるものである。

**改正の方向性**

- (1) 条例運用上の課題への対応のため、工場等廃止者が措置を行わずに土地の譲渡等の権利の移転や土地・建物の返還を行った場合、土地所有者等に措置の実施義務及び計画作成・提出等の義務を課し、指導の対象とする。新たに実施等義務を負った土地所有者等については、実施等義務に違反した場合でも罰則は適用されないが、第120条に基づく勧告の対象とする。なお、健康リスクのある土地で措置未実施の場合については、法第5条による土地所有者等への調査命令の発動要件を満たすことも指導の際に示し、土地所有者等に対して対策を促していく。

**改正案の概要**

**○ 命令及び措置に係る各規定にかかわらず、工場等廃止者が措置を行わずに当該土地に係る権利を譲渡(借地又は借家の場合は返還)したときは、その土地の所有者等に次の義務を課す。**

- ・汚染除去等命令相当あるいは地下水汚染対策命令相当である場合において、該当する措置に係る計画書を作成し、知事に提出すること。
- ・当該計画書に基づき措置を行うとともに、措置の完了について知事に届け出ること。

**9 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(⑥汚染地の改変)(第116条第3項関係)**

現行条例第116条第3項は、同条第2項で汚染の拡散防止の措置の実施を命じられた有害物質取扱事業者に対し、汚染拡散防止計画書の提出及びこれに基づく汚染拡散防止措置の完了の届出を義務付ける規定である。

| 改正の方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 法との整合を図るため、土壌汚染があっても健康リスクの要件や周辺地下水汚染の要件に該当しない土地については、対策を要しないものとする。当該土地については、法の形質変更時要届出区域と同様に、汚染土壌が存在する範囲のうち掘削等を行う範囲において、拡散防止の措置を義務付ける。</p> <p>(2) 法との整合及び条例運用上の課題への対応を図るため、拡散防止措置の義務については、汚染地の改変を行おうとする者に課す規定とする。</p> <p>(3) 現行条例第 116 条第 3 項と同様に、汚染地の改変の実施の前に汚染拡散防止計画書を提出し、拡散防止措置の終了後に完了の届出を行う。</p> <p>(4) 改変行為の要件は、法第 12 条及び第 16 条の要件との整合を図る。</p>                                                                                      |
| 改正案の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>○ 次に掲げる土地において、土地の掘削その他の行為(=「汚染地の改変」)をしようとする者(=「汚染地改変者」)は、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散を防止するための計画書(以下「汚染拡散防止計画書」という。)を作成し、知事に届け出なければならないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 114 条、第 115 条、第 116 条において措置を実施したのち汚染の除去がされていない土地</li> <li>・第 116 条の調査結果により土壌汚染が認められたのち汚染の除去がなされていない土地(第 114 条若しくは第 115 条相当の土壌汚染があり命令を発出されているか、又は発出の見込みである土地を除く。)</li> </ul> <p>○ 汚染地改変者は、汚染拡散防止計画書の内容を誠実に実施し、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならないこととする。</p> |

| 10 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(⑦操業中の自主的な調査対策)(第 116 条関係)                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>現行条例第 116 条には、工場等の操業中に自主的に実施した調査結果を報告する制度は設けられていない。</p>                                                                                                                                                                                                        |
| 改正の方向性                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>(1) 法・条例にない新しい考え方を取り入れるため、操業中でかつ法又は条例の調査契機に該当しないときに行った自主調査・対策について、条例第 116 条と同様の調査報告・対策の報告を任意で行うことができる制度を新たに設ける。報告の契機は特段限定せず、事業者の自主性に委ねる。</p> <p>(2) 調査の結果汚染があった場合は対策を行う前提であることから、対策義務及びこれに係る命令等の手続は、通常の有害物質取扱事業者に対する規定と同等とする。また、その後の土地改変時の届出義務についても、同等とする。</p> |
| 改正案の概要                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>○ 有害物質取扱事業者は、工場又は指定作業場の廃止の前に、当該工場又は指定作業</p>                                                                                                                                                                                                                    |

場の敷地内の土壌の汚染状況について調査を実施したときは、その結果を知事に報告することができることとする。

- 調査の結果汚染が認められた場合は、調査義務に基づく調査の結果汚染が認められたときの規定(第 116 条)が適用されることとする。

#### 11 土地の改変時における改変者の義務(①法第4条に基づく届出の契機が生じた土地への対応)(第 117 条第1項関係)

現行条例第 117 条第 1 項は、敷地面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地において規則で定める行為(「土地の改変」)を行うとき、土地の改変者が土地の利用履歴を調査し報告することを義務づけた規定である。

##### 改正の方向性

- (1) 改正後の法へ対応するため、法第 4 条第 1 項の届出対象となる土地(改正法第二段階施行後において対象となる施設操業中の土地を含む。)については、円滑かつ正確に汚染のおそれの判断を行うため、全て条例第 117 条の対象となるよう、法第 4 条第 1 項の対象となる場合に限り規則で定める敷地面積要件を見直すとともに、《法第 4 条第 1 項の届出対象となる行為》を規則で定める「土地の改変」に加える。

##### 改正案の概要

- 改正後の法第4条第1項の届出対象となる行為を行う場合は、条例第 117 条に基づく土地の利用履歴の調査報告の対象となるよう、規則に定める敷地面積要件及び改変行為の定義を改正する。

#### 12 土地の改変時における改変者の義務(②適用除外)(第 117 条第1項関係)

現行条例第 117 条第 1 項は、敷地面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地において規則で定める行為(「土地の改変」)を行うとき、土地の改変者が土地の利用履歴を調査し報告することを義務づけた規定である。

##### 改正の方向性

- (1) 条例運用上の課題への対応のため、適用除外行為として認めている「通常の管理行為」及び「軽易な行為」を、施行規則又は施行通知に記載し、明文化する。
- (2) 「通常の管理行為」としては、主にこれを規制することで公共の利益において不具合を生じるものとして、水道、下水道、ガス、電気工事等を対象とする。また、現行運用で認めている用水・排水施設の設置、植栽管理行為のほか、既存道路補修等、行為の性質から見て汚染の拡散のおそれが少なく、かつ日常性・緊急性を要する行為も対象に加える。
- (3) 「軽易な行為」については、《300 m<sup>2</sup>未満の土地の形質の変更(当該箇所において既往調査で基準超過が確認されている場合は除く。)》とする。仮設の工作物や塀等の建設は、軽易な行為に当たるかどうかで適用を判断する。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」についても、適用除外に加え

|                                                      |
|------------------------------------------------------|
| る。                                                   |
| 改正案の概要                                               |
| ○条例第 117 条に基づく土地の利用履歴の調査報告義務の適用除外となる行為について、規則に明文化する。 |

### 13 土地の改変時における改変者の義務(③汚染拡散防止措置)(第 117 条第3項関係)

現行条例第 117 条第 3 項は、土地改変者に対し、汚染状況調査の結果判明した汚染に対し、改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、汚染拡散防止計画書の作成提出を義務付ける規定である。

#### 改正の方向性

- (1) 法との整合を図りつつ条例の特徴を生かすため、第 117 条については、対策を要する土地についても、命令の規定はおかず、土地改変者に対し、判明した汚染に対する措置を汚染拡散防止計画書の中で義務付ける。このとき、飲用リスクの有無に関する情報を通知し、通知の前に既に提出された計画書に対しては、変更を指示できることとする。
- (2) 法との整合を図るため、汚染が残置されたまま土地の改変が終わった土地について、規則で定める行為（汚染土壌に触れるような土地の改変、対策に係る構造物の改変）を行おうとする者は、行為の実施の前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了届出を行う。

#### 改正案の概要

- 知事は当該調査対象地の土壌汚染による人の健康被害の生じるおそれが第 114 条第 1 項に定める基準に該当するときは、土地改変者に対し、その旨を通知し、汚染拡散防止計画の変更を指示できるものとする規定を加える。
- 届出の契機となった土地の改変に伴って実施した汚染拡散防止措置において汚染の除去がなされていない土地における汚染地改変者は、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に届け出なければならないこととする。
- 汚染地改変者は、汚染拡散防止計画書の内容を誠実に実施し、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならないこととする。

### 14 記録の保管・承継(第 118 条関係)

現行条例第 118 条では、条例に基づく調査及び対策の記録を実施者が作成・保管し、土地の譲渡の際には、土地の譲渡を受ける者に対し、当該記録を引き継ぐこととしている。

#### 改正の方向性

- (1) 条例運用上の課題への対応のため、有害物質取扱事業者や土地改変者等から土地所有者等への土壌調査及び対策に係る記録の共有・承継を義務づける。
- (2) 土地所有者等は、当該土地について新たに土地改変が行われる際には、改変者に土壌調査及び対策の記録を提供するものとする。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3) 土地所有者等が土地を譲渡する際には、土壌調査及び対策の記録を承継する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 改正案の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>○ 条例に基づく調査を行った者、措置に係る計画書を作成した者及び措置を行った者に次のことを義務付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当該調査及び措置等について、土地所有者等と内容を共有すること。</li><li>・当該調査及び措置等について記録を作成、保管し、必要に応じて土地所有者等へ引継ぐこと。</li></ul> <p>○ 土地所有者等に対し、共有又は引継がれた記録に関して、次のことを義務付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当該土地の改変を行おうとするものへ記録を提供すること。</li><li>・土地に係る権利に移転があった場合に、都度、新たな土地所有者等に記録を引継ぐこと。</li></ul> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>15 台帳(新規)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 現行条例において、土壌汚染情報に関する台帳の調製及び公開に係る規定はない。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 改正の方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>(1) 情報公開の推進のため、条例においても台帳の調製・公開の仕組みを設けた上で、より積極的な情報提供に向けて情報公開範囲・運用方法を含めて検討していく。</p> <p>(2) 「汚染ありと評価された土地」及び改正法第一段階施行で対象となる「汚染が除去された土地」については、当該土地の汚染の状況や対策、土地の改変の履歴について、法と同様の台帳を調製し、公開の対象とする。</p> <p>(3) 将来的には、「汚染が確認されなかったことの届出」も含め、条例に基づく調査・対策の届出等があったことの一覧について、台帳を調製し、公開の対象とする。</p> |
| 改正案の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>○ 知事は、第 114 条の命令の対象となった土地及び第 115 条から第 117 条までの規定に基づく汚染状況調査により土壌汚染が認められた土地について、所在地その他規則で定める事項を記載した台帳を調製し、これを保管しなければならないこととする。</p> <p>○ 知事は、第 114 条から第 117 条までの規定に基づく届出等のうち規則で定めるものについて、その届出等の履歴その他の規則で定める事項を記載した台帳を調製し、これを保管しなければならないこととする。</p> <p>○ 台帳は、公開する。</p>                   |

|                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>16 勧告(第 120 条及び第 156 条関係)</b>                                                                                                                  |
| 現行条例第 120 条は、第 114 条から第 117 条までの規定（命令の対象となるものを除く。）に違反をしている者に対し是正措置を勧告する規定である。また、第 156 条は、条例に基づく勧告に違反した者の公表を規定しているが、この公表の対象に第 120 条に基づく勧告は含まれていない。 |
| 改正の方向性                                                                                                                                            |
| (1) 条例運用上の課題への対応のため、調査義務違反者に対しては、第 120 条に基づく                                                                                                      |

(案)

|                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 勧告を行い、第 156 条に基づく「違反者の公表」を実施する。<br>(2) 調査報告義務違反の勧告がなされた土地についての公開の規定は、第 156 条とは別に、条例第 4 章第 3 節（第 113 条から第 122 条まで）において設け、違反者の公表に先立って迅速に行うことを可能とする。 |
| 改正案の概要                                                                                                                                            |
| ○ 知事は、第 116 条の調査義務規定に違反している者に対する勧告を行ったときは、当該調査義務の対象となっている土地の場所とその範囲について、公開することができることとする。<br>○ 第 156 条に「第 120 条の規定による勧告」を加える。                      |

|                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>17 土地所有者等の協力義務(第 114 条～第 117 条関係)</b>                                                                                |
| 現行の第 114 条及び第 116 条においては、汚染土壌の処理を命じられた工場等の敷地が当該有害物質取扱事業者の所有でない場合は、当該事業者には掘削の権原がないので、土地の所有者に対し、汚染土壌の処理について協力すべきことを定めている。 |
| 改正の方向性                                                                                                                  |
| (1) 土地所有者等に対し、対策実施時の協力義務のほか、土地所有者以外の者が実施する調査についても協力が不可欠であることから、条例上の義務者が調査・措置等を実施する場合の協力義務について規定する。                      |
| 改正案の概要                                                                                                                  |
| ○ 第 114 条から第 117 条までの規定に基づき調査及び措置等を実施する者が当該土地の所有者等でない場合、当該土地の所有者等はこれらの実施について協力義務を負うこととする。                               |

|                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>18 適用除外(第 122 条関係)</b>                                                                                                                                  |
| 現行条例第 122 条において、《汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壌》は第 113 条から第 121 条の規定の適用除外としている。                                                                      |
| 改正の方向性                                                                                                                                                     |
| (1) 改正後の法の考え方を取り入れるため、汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壌については、改正後の法が自然由来等基準不適合土壌を規制の対象としていることの趣旨を踏まえ、搬出による汚染拡散リスクの観点から条例の規制を一部適用する。                      |
| 改正案の概要                                                                                                                                                     |
| ○ 第 113 条から前条までの規定は、汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所(汚染の原因が、専ら自然的条件によるものと同程度に汚染された土砂に由来すると認められる埋立地を含む。)の土壌については、当該場所からの土壌の搬出による汚染拡散防止に必要な限りにおいて適用することとする。 |

## 19 法との重複に係る整理(規則・指針事項)

法の規制対象の拡大により、法と条例の両方が適用される案件が発生しており、重複の解消が求められている。

### 改正の方向性

- (1) 法と条例が同時に適用される土地においても、条例を完全に適用除外とはせず、調査対策における条例の規定が適用されることとする。
- (2) 汚染状況調査については、法の土壌汚染状況調査との整合及び条例独自の地下水環境保全の観点も考慮して、合理化する。
- (3) 土壌汚染状況調査報告書、措置に係る計画書及び完了の届出については、手続は要するものの、添付書類として法の調査報告書、計画書等を活用できるものとする。
- (4) 法の形質変更時要届出区域の指定がされた土地について、法第 12 条の形質変更届、第 16 条の搬出届、措置完了報告書の提出があった場合は、条例の汚染地の改変における汚染拡散防止計画・完了の届出がそれぞれあったものとみなす。

### 改正案の概要

- **指針に定める汚染状況調査については、次のとおり合理化する。**
  - ・ 土壌の調査方法は法の規定による調査方法と整合させる。
  - ・ 地下水の調査方法は、条例の規制目的を踏まえ必要な事項を定める。
- **第 116 条及び第 117 条の規定による汚染地の改変時の手続きについては、規則において次のことを規定する。**
  - ・ 汚染拡散防止計画書については、法第 12 条の規定による形質変更届、第 16 条の規定による搬出届において計画書に記載すべき事項が届出られた場合にあっては、計画書の提出があったものとみなす。
  - ・ 汚染拡散防止措置完了届については、法の形質変更時要届出区域における措置完了報告書において完了届に記載すべき事項が届出られた場合にあっては、完了の届出があったものとみなす。



# 資料 3－1

## 規則改正事項、指針改正事項の整理

◎は第1回検討委員会の検討事項

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的・規制対象（第113条関係）                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 〔規則改正事項〕<br>○規則で定める有害物質<br>・規則別表第12（現・汚染土壌処理基準。名称変更見込み）の上欄に掲げる各有害物質とする。                                                                                                                                                                                                                        |
| 〔指針改正事項〕<br>○指針前文<br>・第113条改正に合わせて修正                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 健康リスクのある土地における対策（第114条関係）                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 〔規則改正事項〕<br>○汚染土壌処理基準（溶出量基準、含有量基準）<br>・第115条から第114条に移項<br>◎人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるとして規則で定める基準<br>・法施行令第5条を参照<br>○汚染除去等計画書（記載事項、様式）<br>・現行の汚染処理計画書の規定を修正<br>○汚染除去等完了届出書（様式）<br>・現行の汚染処理完了届出書の様式を修正                                                                                             |
| 〔指針改正事項〕<br>○汚染除去等計画、汚染除去等完了の確認<br>・現行の汚染処理計画、汚染処理完了の確認の内容について、法と整合させる                                                                                                                                                                                                                         |
| 地下水汚染のある土地における対策（第115条関係）                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 〔規則改正事項〕<br>◎地下水汚染地域として調査要請等の例外となる土地の要件<br>・将来にわたり地下水の利用が見込まれない場合<br>○土壌汚染状況調査報告書<br>・現行の規程を修正<br>◎周辺地下水汚染の原因又はそのおそれの基準<br>・特定有害物質ごとに当該基準（第二溶出量基準、第二地下水基準）を設定<br>・上記の基準の適用を除外する要件（当該土地の地下水の汚染の原因が当該敷地内の土壌汚染に由来しないことが明らかな場合）<br>○地下水汚染対策計画書及び完了届出書<br>・現行の汚染処理計画書の規定を修正。様式は汚染除去等計画書と共通にすることも検討。 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>〔指針改正事項〕</p> <p>◎汚染状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法との整合、地下水調査の方法、調査省略の場合の汚染状況の評価</li> </ul> <p>○地下水汚染対策計画、地下水汚染対策完了の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染の状況に応じ、地下水汚染対策として選択可能な措置等について規定</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 工場等の廃止時における調査対策（第 1 1 6 条関係）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>〔規則改正事項〕</p> <p>◎調査猶予の確認の申請（記載事項、申請書様式、添付書類）</p> <p>◎猶予の要件（土地の利用方法が次のいずれも満たす場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがないとき（法施行規則第 1 6 条第 2 項を参考に規定）</li> <li>・当面の間汚染状況調査を実施できない状況にあるとき（現在の条例通知を参考に規定）</li> </ul> <p>◎汚染地の改変の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法施行規則第 4 3 条、第 5 0 条及び法第 1 6 条を参考に規定</li> </ul> <p>○汚染拡散防止計画書及び完了届出書（記載事項、様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の汚染拡散防止計画書の規定を修正</li> <li>・汚染拡散防止計画書及び完了届出書について、法施行規則第 4 5 条若しくは第 4 6 条の申請又は法第 1 2 条及び第 1 6 条の規定による届出があった場合、当該事項についての届出があったものとみなす旨を規定</li> </ul> |
| <p>〔指針改正事項〕</p> <p>○汚染拡散防止計画、完了の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染地の改変に係る内容に改正</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 土地改変時の調査対策（第 1 1 7 条関係）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>〔規則改正事項〕</p> <p>○第 1 1 7 条第 1 項の規則で定める面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし書として、土壤汚染対策法第 4 条第 1 項の届出の対象となる土地については、900 平方メートル（想定。改正法で対象となる規模要件と合わせる）とする旨を追加</li> </ul> <p>◎第 1 1 7 条第 1 項の規則で定める行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の改変。うち、適用除外となる行為を追加</li> <li>・「土壤汚染対策法第 4 条第 1 項に基づく届出の対象となる行為」を追加</li> </ul> <p>○土地利用履歴等調査報告書（記載事項、様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改変の深度の記載等、改正後の法に対応</li> <li>・案件管理上必要な事項の記載を追加できるよう、様式を修正</li> </ul>                                                                                             |
| <p>〔指針改正事項〕</p> <p>○地歴調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正後の法との整合</li> <li>・地歴調査で確認すべき事項の追加（法・条例台帳、条例に基づく公開情報、過去の調査により自然由来の汚染が判明している経緯の有無等）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

## 台帳の調製・公開（新規）

### 〔新規規則事項〕

#### ○汚染地台帳の記載事項

- ・所在地その他（法施行規則第 5 8 条を参考に規定）

※様式は規定しない。参考様式を施行通知で示す予定。

#### ○届出台帳の対象となる届出等

- ・（施行当初）汚染ありとされた調査結果の届出等を対象とする旨規定  
（将来的には、対象となる届出等の範囲を拡大する改正を検討）

#### ○届出台帳の記載事項

- ・届出等の履歴その他

#### ○台帳の調製及び保管に関し必要な事項

- ・法施行規則第 5 8 条を参考に規定

## 最適な土壌汚染対策の選択の促進（条例条文外）

### 〔指針改正事項〕

#### ○最適な土壌汚染対策の選択（考え方）

- ・汚染除去等計画、地下水汚染対策計画、汚染拡散防止計画の内容等において規定

## 自然由来等基準不適合土壌の搬出に係る規制（第 1 2 2 条関係）

### 〔規則改正事項〕

#### ○汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所における汚染地の改変時の計画書届出義務

- ・改変に伴い土壌を搬出する場合に限って適用される旨を規定

### 〔指針改正事項〕

#### ○汚染が専ら自然的条件である土地における調査

#### ○自然由来等基準不適合土壌の拡散防止

- ・汚染拡散防止計画の内容等において規定

## 土壌汚染対策検討委員会における検討スケジュール (平成30年度) (案)

| 日程                                                  | 議 事 事 項                                              |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回<br>H30年<br>5月31日                                | ○条例事項 (最終)<br>○規則事項<br>1 基準<br>2 手続<br>○指針事項<br>1 調査 | 1 中間とりまとめ 関係者ヒアリング状況<br>2 パブリックコメントの資料案について<br>3 規則改正事項、指針改正事項の整理<br>4 規則事項1 (基準)<br>①健康リスクの判断基準 ②地下水汚染対策に係る判断基準<br>5 規則事項2 (手続)<br>①調査猶予 (第116条関係)<br>②第117条の適用除外行為 (第117条関係)<br>③汚染地の改変行為 (第116条・第117条共通)<br>6 指針事項1 (調査)<br>汚染状況調査 (①第1種ボーリング②地下水調査③調査省略) |
| 第2回<br>H30年<br>8月1日                                 | ○規則事項<br>3 記載事項<br>○指針事項<br>1 調査<br>2 対策             | 1 条例改正案に対するパブリックコメント募集の結果 (報告)<br>2 規則事項3 (記載事項)<br>①調査・対策に係る報告書等 ②台帳<br>3 指針事項1 (調査) ②地下水調査の方法 (検討)<br>4 指針事項2 (対策)<br>①汚染除去等に係る措置の方法<br>②地下水汚染対策に係る措置の方法<br>③汚染拡散防止措置の方法<br>④自然由来等基準不適合土壌の拡散防止措置の方法                                                        |
| 第3回<br>H30年<br>10月上旬                                | ○指針事項<br>1 調査<br>2 対策<br>3 その他<br>○ここまでの検討の整理        | 1 環境確保条例の改正について (経過報告)<br>2 指針事項1 (調査)<br>④地歴調査及び有害物質取扱状況の把握<br>⑤調査義務外の調査方法 (深度方向調査、搬出土調査等)<br>3 指針事項2 (対策) ⑤最適な土壌汚染対策の選択<br>4 指針事項3 その他指針に記載すべき事項<br>5 通知事項① (汚染除去等命令発出に関する事項等)<br>6 その他積み残し事項の整理・確認                                                        |
| 第4回<br>H30年<br>11月中旬                                | ○制度見直し 最終取りまとめ<br>○施行に向けての対応                         | 1 通知事項②<br>(第116条調査猶予・調査時期変更への対応、所有者通知等)<br>2 通知事項③ (調査・対策の各規定に係る解説的事項)<br>3 土壌汚染対策制度の見直し検討 最終取りまとめ                                                                                                                                                          |
| 以降、平成31年度にかけて検討を予定している事項                            |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ・ 操業中対策の普及促進<br>(中小事業者土壌汚染対策ガイドライン、土壌汚染対策アドバイザー制度等) |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ・ 汚染が確認されなかった届出に係る情報の公開                             |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                              |

## 資料 4

### 【規則事項 1 基準】

- ①健康リスクの判断基準
- ②地下水汚染対策に係る基準

1

#### 論点② 対策を義務付ける条件の検討

第2回検討委員会資料3抜粋

##### 見直しの方向性(案)

| 地下水汚染ベース |                              |                        |                        |
|----------|------------------------------|------------------------|------------------------|
|          | 汚染が帯水層に接している<br>地下水汚染の<br>原因 | 地下水汚染の<br>原因でない        | 汚染が帯水層に接してい<br>ない      |
| 条例<br>現行 | 措置必要                         | 改変範囲は措置必要<br>それ以外は措置不要 | 改変範囲は措置必要<br>それ以外は措置不要 |



| 健康リスクベース   |         |             |                        |
|------------|---------|-------------|------------------------|
|            | 健康リスクあり | 健康リスクなし     |                        |
|            |         | 高濃度汚染あり     | 高濃度汚染なし                |
| 法          | 措置必要    | 措置不要        |                        |
| 条例<br>見直し案 | 措置必要    | <b>措置必要</b> | 改変範囲は措置必要<br>それ以外は措置不要 |

地下水環境保全

2

# 本資料の検討事項

## 検討事項

| 検討項目             | 概要                                                                                        |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 健康リスクの判断基準     | 法施行令第5条で定めている要措置区域の指定基準と同様の規定を定める。                                                        |
| ② 地下水汚染対策に係る判断基準 | 高濃度汚染＝周辺地下水汚染の原因又はそのおそれがある地下水又は土壌の汚染状態の基準として、第二地下水基準及び第二溶出量基準を定める。<br>また、規定の適用を除外する要件を設ける |

〔規則改正事項〕(資料3抜粋)

(第114条関係)

○人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるとして規則で定める基準

・法施行令第5条を参照

(第115条関係)

○周辺地下水汚染の原因又はそのおそれの基準

・汚染土壌処理基準に、当該基準に係る欄(第二地下水基準、第二溶出量基準)を設ける

・上記の基準の適用を除外する要件を設ける

3

## ①健康リスクの判断基準

これまでの検討委員会での検討

### 背景及び見直しの考え方

・第114条の「人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれ」の判断基準は、条例上示されていない。一方、法は法施行令及び法施行規則において判断基準を示している。

・健康リスクの定義については、法において科学的・制度的見地から定められたものであり、条例も同様の定義を示し、整合を図るべきである。

### 「中間とりまとめ」見直しの方向性

○条例第114条及び同条の委任する施行規則において、法と同様の人健康リスクの判断基準を規定する。

※この判断基準は、条例第115条から第117条の規定において汚染が確認された場合の対策の要否の判断基準にも適用する。

### 改正案の概要(パブコメ案)

○汚染土壌による健康被害の防止に係る対策の命令について、発出要件を明確化し、次の判断基準を規則に規定する。

・特定有害物質により規則で定める基準(「汚染土壌処理基準」)を超え、又は超えるおそれのある土壌の汚染を生じさせ、

・かつ、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるとして規則で定める基準に該当すると認めるとき。に対策を命ずることができる。

4

## ①健康リスクの判断基準

### <法による人健康リスクの判断基準>

要措置区域の指定の要件として、法施行令第5条において定めている。

### <法施行令第5条>

法第6条第1項第2号の政令で定める基準(=要措置区域の指定の基準)は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 土壤の特定有害物質による汚染状態が第3条第1号イの環境省令で定める基準(=土壤溶出量基準)に適合しない土地にあっては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が同号イの環境省令で定める要件(=法施行規則第30条の各号のいずれか。地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に各号(飲用井戸の取水口等)の地点があること)に該当すること。

ロ 土壤の特定有害物質による汚染状態が第3条第1号ハの環境省令で定める基準(=土壤含有量基準)に適合しない土地にあっては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。

二 法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

5

## ①健康リスクの判断基準

法施行令第5条の規定をもとに、条例施行規則において、以下のように定める。

### 規則改正(方向性)

条例第114条第●項で定める(人の健康に被害が生じ又は生ずるおそれの)基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 土壤の特定有害物質による汚染状態が(汚染土壤処理基準の)溶出量基準を超える(第114条の場合にあっては、超える若しくは超えるおそれのある土地にあっては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が次項で定める要件(=法施行規則第30条。次スライド)に該当すること。

ロ 土壤の特定有害物質による汚染状態が(汚染土壤処理基準の)含有量基準を超える(第114条の場合にあっては、超える若しくは超えるおそれのある土地にあっては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。

二 当該土地において、(土壤汚染対策)指針に基づく汚染の除去等の措置またはこれと同等の措置が講じられていないこと。

6



## ①健康リスクの判断基準

検討の過程で、主に条例のみの案件を扱う区市から質問・意見の多かった事項

- ・井戸の取水口の深度と帯水層の関係(表層の汚染で深井戸の飲用リスクになるのか?)
- ・使用頻度の低い災害用井戸の扱い(高濃度の汚染は別途対応することで担保出来ないか?)



地下水の利用状況等に係る要件を、法施行規則第30条を参考に、次のように定める。  
ただし、条例独自に地下水汚染対策を行うことを前提に、一部の規定を条例独自の記載とする。(具体的な適用の考え方は、通知事項)

### 規則改正(方向性)

○ 前項第一号アの要件は、地下水の流動の状況等から見て、地下水から検出された特定有害物質の濃度が別表〇の地下水基準を超えたとすればその汚染が拡大するおそれがあると認められる**範囲**に、次の各号のいずれかの**取水口又は地点**があることとする。

- 一 地下水を人の飲用に供するために用い、…取水口(法施行規則第30条第1号)
- 二 地下水を水道法…取水施設の取水口(法施行規則第30条第2号)
- 三 …地域防災計画等に基づく…取水口(法施行規則第30条第3号)。**ただし、当該井戸の水質が設置者によって監視され、飲用に供するにあたり処理を実施することとされている場合は、この限りでない。**
- 四 地下水基準を超える地下水の湧出を主たる原因として、…(法施行規則第30条第4号)

7

## ②地下水汚染対策に係る判断基準

### これまでの検討委員会での検討

#### 背景

・条例115条の調査要請は、地下水環境保全の考えに立った条例独自の規定であり、これまでに適用した実績はないものの、必要に応じて適用できる余地は残しておくべき

・現行の対策要件である「地下水汚染の原因となっている場合」の考え方が様々であり、判断が難しい。

#### 見直しの考え方

- 法で求めている健康リスクベースの考え方を導入しつつ、条例の目的である、地下水環境保全の考えも含める形とできないか
- より合理的で明瞭な対策を求める基準を定められないか



### 「中間とりまとめ」見直しの方向性

条例第115条の規定による地下水保全の考え方は維持したうえで、第115条及び同条の委任する施行規則において対策の命令を発出する要件を明確化する。

・健康リスクがある場合または地下水汚染が拡大するおそれの多い高濃度の土壌又は地下水の汚染がある場合 に対策を義務付ける。

※この判断基準は、条例第116条及び第117条の規定において汚染が確認された場合の対策の要否の判断基準にも適用する。

8



## ＜追加論点2－①『高濃度汚染』の範囲＞

### 見直しの考え方

#### 【土壌の汚染状態について】

埋立処理を行う際に特別な配慮が必要なレベルの汚染土壌については、今後地下水に溶出し汚染が広がる蓋然性が高いため、未然防止の観点から汚染発見時に対応を図っておくべき

#### 【地下水の汚染状態について】

排水基準を超える汚染地下水が敷地外に流出されるような状況は、現に周辺の地下水汚染の原因となっている状態であり、早期になんらかの対応を必要とするべき

### 見直しの方向性(案)

高濃度の汚染は、土壌又は地下水の汚染状態が以下の基準に該当する場合とする。

【土壌の汚染に係る基準】 第二溶出量基準を超過する場合

【地下水の汚染に係る基準】 敷地境界において第二地下水基準(仮称)(新設)を超過する場合

➡ 高濃度地下水汚染に対処することで、使用頻度の少ない飲用井戸に対するリスクについて対応が可能となる。

9

## ②地下水汚染対策に係る判断基準

### 改正案の概要(パブコメ案)

○ 地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請については、当該地域の土地の埋立等の造成の来歴及び現在の土地利用からみて将来にわたり地下水の利用が見込まれない場合等を除き適用すると整理するとともに、現行条例第115条第2項の規定による命令の発出要件を明確化し、次の判断基準を規則に規定する。

- ・当該敷地内の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える場合で、
- ・かつ、当該土壌汚染が周辺の地下水汚染の原因である又は周辺の地下水を汚染するおそれがあるとして規則で定める基準に該当すると認めるとき

## ＜高濃度汚染の定義＞

### 規則改正(方向性)

○当該土壌汚染が周辺の地下水汚染の原因である又は周辺の地下水を汚染するおそれがあるとして規則で定める基準(＝高濃度の汚染)として、以下の基準を規則別表にて定める。

- ・第二溶出量基準(⇒次スライド)
- ・第二地下水基準(⇒2枚後ろのスライド)

10

## ②地下水汚染対策に係る判断基準

### <第二溶出量基準値の検討>

(単位:mg/L)

| 有害物質の種類                 | 溶出量基準(確保条例) | 第二溶出量基準(確保条例) |
|-------------------------|-------------|---------------|
| 1 カドミウム及びその化合物          | 0.01        | 0.3           |
| 2 シアン化合物                | 不検出         | 1             |
| 3 有機燐(りん)化合物            | 不検出         | 1             |
| 4 鉛及びその化合物              | 0.01        | 0.3           |
| 5 六価クロム化合物              | 0.05        | 1.5           |
| 6 砒素及びその化合物             | 0.01        | 0.3           |
| 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物   | 0.0005      | 0.005         |
| 8 アルキル水銀化合物             | 不検出         | 不検出           |
| 9 ポリ塩化ビフェニル             | 不検出         | 0.003         |
| 10 トリクロロエチレン            | 0.03        | 0.3           |
| 11 テトラクロロエチレン           | 0.01        | 0.1           |
| 12 ジクロロメタン              | 0.02        | 0.2           |
| 13 四塩化炭素                | 0.002       | 0.02          |
| 14 1, 2-ジクロロエタン         | 0.004       | 0.04          |
| 15 1, 1-ジクロロエチレン        | 0.1         | 1             |
| 16 シス-1, 2-ジクロロエチレン     | 0.04        | 0.4           |
| 17 1, 1, 1-トリクロロエタン     | 1           | 3             |
| 18 1, 1, 2-トリクロロエタン     | 0.006       | 0.06          |
| 19 1, 3-ジクロロプロペン        | 0.002       | 0.02          |
| 20 チウラム                 | 0.006       | 0.06          |
| 21 シマジン                 | 0.003       | 0.03          |
| 22 チオベンカルブ              | 0.02        | 0.2           |
| 23 ベンゼン                 | 0.01        | 0.1           |
| 24 セレン及びその化合物           | 0.01        | 0.3           |
| 25 ほう素及びその化合物           | 1           | 30            |
| 26 ふっ素及びその化合物           | 0.8         | 24            |
| 27 塩化ビニルモノマー(別名クロロエチレン) | 0.002       | 0.02          |

→ 現行の第二溶出量基準を用いる

※現行では指針で定められているが、改正後は規則において定める

11

## ②地下水汚染対策に係る判断基準

### <第二地下水基準値(新設)の検討>

(単位:mg/L)

| 有害物質の種類                 | 地下水基準(確保条例) | 排水基準(水濁法) | 第二地下水基準(名古屋市) | 第二地下水基準(新設)(案) |
|-------------------------|-------------|-----------|---------------|----------------|
| 1 カドミウム及びその化合物          | 0.01        | 0.03      | 0.1           | 0.03           |
| 2 シアン化合物                | 不検出         | 1         | 1             | 1              |
| 3 有機燐(りん)化合物            | 不検出         | 1         | 1             | 1              |
| 4 鉛及びその化合物              | 0.01        | 0.1       | 0.1           | 0.1            |
| 5 六価クロム化合物              | 0.05        | 0.5       | 0.5           | 0.5            |
| 6 砒素及びその化合物             | 0.01        | 0.1       | 0.1           | 0.1            |
| 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物   | 0.0005      | 0.005     | 0.005         | 0.005          |
| 8 アルキル水銀化合物             | 不検出         | 不検出       | -             | 不検出            |
| 9 ポリ塩化ビフェニル             | 不検出         | 0.003     | 0.003         | 0.003          |
| 10 トリクロロエチレン            | 0.03        | 0.1       | 0.3           | 0.1            |
| 11 テトラクロロエチレン           | 0.01        | 0.1       | 0.1           | 0.1            |
| 12 ジクロロメタン              | 0.02        | 0.2       | 0.2           | 0.2            |
| 13 四塩化炭素                | 0.002       | 0.02      | 0.02          | 0.02           |
| 14 1, 2-ジクロロエタン         | 0.004       | 0.04      | 0.04          | 0.04           |
| 15 1, 1-ジクロロエチレン        | 0.1         | 1         | 1             | 1              |
| 16 シス-1, 2-ジクロロエチレン     | 0.04        | 0.4       | 0.4           | 0.4            |
| 17 1, 1, 1-トリクロロエタン     | 1           | 3         | 3             | 3              |
| 18 1, 1, 2-トリクロロエタン     | 0.006       | 0.06      | 0.06          | 0.06           |
| 19 1, 3-ジクロロプロペン        | 0.002       | 0.02      | 0.02          | 0.02           |
| 20 チウラム                 | 0.006       | 0.06      | 0.06          | 0.06           |
| 21 シマジン                 | 0.003       | 0.03      | 0.03          | 0.03           |
| 22 チオベンカルブ              | 0.02        | 0.2       | 0.2           | 0.2            |
| 23 ベンゼン                 | 0.01        | 0.1       | 0.1           | 0.1            |
| 24 セレン及びその化合物           | 0.01        | 0.1       | 0.1           | 0.1            |
| 25 ほう素及びその化合物           | 1           | 10 (海域以外) | 10            | 10             |
| 26 ふっ素及びその化合物           | 0.8         | 8 (海域以外)  | 8             | 8              |
| 27 塩化ビニルモノマー(別名クロロエチレン) | 0.002       | -         | -             | 0.02           |

12

＜追加論点2－②：汚染状態に応じた必要な措置の内容＞

見直しの方向性(案)

①健康リスクがある場合 ⇒法と同様の条件及び措置を設定(資料2で検討)

|         |          | 地下水の汚染状態 |         |
|---------|----------|----------|---------|
|         |          | 地下水基準適合  | 地下水基準超過 |
| 土壌の汚染状態 | 含有量基準 超過 | 盛土等      |         |
|         | 溶出量基準 超過 | モニタリング   | 封じ込め等   |

②健康リスクがない場合 ⇒高濃度部分について、対応を必須とするように設定

|         |               | 地下水の汚染状態 |         |           |
|---------|---------------|----------|---------|-----------|
|         |               | 地下水基準適合  | 地下水基準超過 | 第二地下水基準超過 |
| 土壌の汚染状態 | 含有量基準 超過      | 不要       |         |           |
|         | 溶出量基準 超過      | 不要       | 不要      | 封じ込め等     |
|         | うち 第二溶出量基準 超過 | モニタリング   | モニタリング  | 封じ込め等     |

13

②地下水汚染対策に係る判断基準

＜高濃度汚染であっても対策命令がなじまない土地の対応＞

課題

第二溶出量基準超過又は第二地下水基準超過を対策の要件とすることは、基準が明確になる一方で、土地の状況等によっては、対策の効果が見込まれない土地に対しても対策を命じる状況がありうる。

＜対策の効果が見込まれないと考えられる状況＞

- ・自然由来(海水由来)による地下水汚染
- ・敷地外からの汚染地下水の流入
- ・将来にわたり地下水の飲用利用が見込まれない地域  
(例：法に基づく埋立地管理区域に相当するような土地)

見直しの考え方

以下の場合には、高濃度汚染が確認されても対策を必要としないこととする

・当該土地の地下水の汚染の原因が当該敷地内の土壌汚染に由来しないことが明らかな場合⇒高濃度の基準(第二溶出量基準・第二地下水基準)の適用除外

・将来にわたり地下水の飲用利用が見込まれない土地として規則で定める要件⇒調査要請・対策命令の対象外【条例案としてパブコメ案に反映】

14

## ②地下水汚染対策に係る判断基準

・当該土地の地下水の汚染の原因が当該敷地内の土壤汚染に由来しないことが明らかな場合⇒高濃度の基準(第二溶出量基準・第二地下水基準)の適用除外

### 規則改正(方向性)

○第115条及び第116条の命令に係る第二溶出量基準及び第二地下水基準は、当該土地の土壤及び地下水の汚染の原因が当該敷地内の土壤汚染に由来しないことが明らかな場合は、適用しない。(規則別表の備考欄に記載を検討)

《対象として想定されるもの(通知事項)》

- ・当該土地の土壤及び地下水の汚染の原因が専ら自然的条件による場合
- ・当該土地の地下水流向の上流部分の敷地境界において、当該土地の下流部分より高濃度又は同程度の地下水の汚染がみられる場合

補足

- ・これらの土地においても、汚染地の改変時の汚染拡散防止に係る各規定は適用される。

15

## ②地下水汚染対策に係る判断基準

将来にわたり地下水の飲用利用が見込まれない土地として規則で定める要件

### 規則改正(方向性)

要件1かつ要件2を満たす土地であること。

〔要件1〕 当該地域の土地の埋立等の造成の来歴

(案1) 公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地

(案2) 公有水面の埋立地その他これに類する造成された土地であること。

〔要件2〕 現在の土地利用からみて将来にわたり地下水の利用が見込まれない場合

現時点において(第114条の委任する規則の)地下水の利用状況等に係る要件のうち第1号～第3号に該当する取水口がなく、かつ、将来にわたって状況が変わる見込みがないこと。

《補足》

- ・これらの土地においても、汚染地の改変時の汚染拡散防止に係る各規定は適用される。

16

## 資料 5

### 【規則事項 2 手続】

#### ①調査猶予

1

#### 第116条 調査猶予の規定の整備

##### 第1回検討委員会資料3抜粋

- ・ 法第3条は、一定の要件を満たした土地については、調査義務の一時的免除（調査猶予）を受けることができる。
- ・ 条例第116条は、調査猶予の規定がない。法施行の後、調査猶予に関する考え方を都から通知で示したが、取扱は区市によって異なる。

|                   | 条例第116条                                                                                                                                                | 法第3条                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査猶予に関する規定        | <p>規定なし<br/>（通知にて条例の調査猶予の考え方を示しているが、採用していない区市もある）</p> <p>【期間】建物があって調査が困難な場合で、工場等の建物を取り壊すまでの間</p> <p>【条件】引き続き工場等設置者に管理されているか、土地所有者に管理が適切に引き継がれていること</p> | <p>予定されている土地利用の方法から見て土壤汚染により人の健康に被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたとき（施行規則第16条（「人の健康に被害が生ずるおそれがない旨の確認」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引続き工場敷地として利用</li> <li>・ 小規模事業場で居住用建物と一体で管理し引続き利用</li> </ul> |
| 免除中の土地で形質の変更を行う場合 | <p>（土地の形質変更を行うならば、猶予の要件に該当しなくなるため、調査が必要）</p>                                                                                                           | <p>（法改正 H31施行）土地の形質の変更の届出（形質変更の規模が一定規模未満の場合は届出を要しない規定となる見込み）⇒知事による調査命令</p>                                                                                                                                |

2



## 第116条 調査猶予の規定の整備

### 「中間とりまとめ」見直しの方向性

- 調査猶予の制度については、条例独自の考え方により規定を整備する。
- 猶予の申請は、調査義務者が行う。申請者が土地所有者と異なる場合、所有者の同意を必須とする。
- 猶予の要件は、現行の条例通知の要件を維持する。このため、改正法第二段階施行で新たに調査義務がかかる「猶予中の土地の形質変更」は、当該箇所について猶予取消の対象となる。
- 知事による猶予の確認にあたり、工場等の操業時の状況に関する図面や記録等の保管、土地の改変等利用状況の変更届出、土地所有者等の変更届出を条件とするほか、猶予中の土地の現況の届出等を条件に加えることを可能とする。
- 猶予の承継は、土地所有者等の変更届出による。
- 猶予の取消については、届出内容に基づく場合のほか、猶予確認時の条件に違反した場合や行政の現場確認により猶予の要件を満たしていないことが確認された場合の取消を可能とする。

3

## 第116条 調査猶予の規定の整備

### 改正案の概要(パブコメ案)

- 工場等廃止後の調査については、調査義務を負った者が猶予の申請をした場合であって次の要件を満たす場合に限り、知事が汚染状況調査の猶予に関する確認を行うこととする。
  - ・土地の利用方法からみて土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがなく、
  - ・かつ、その利用方法からみて当面の間汚染状況調査を実施できない状況にあるとき
- 猶予の確認に当たって、知事は、次の内容を確認の条件とすることができる。
  - ・工場等の操業時の状況に関する図面や記録等の保管
  - ・猶予中の土地利用状況の変更の届出
  - ・土地の所有者等(所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)の変更の届出
- 知事は、猶予中の土地の現況が猶予の要件を満たしていることについて、届出を求め、又は立入により確認することができることとする。
  - 知事は、猶予の確認を行った土地について、次のいずれかの場合、当該敷地内の必要な部分について、猶予の確認を取り消すことができることとする。
    - ・届出の内容又は立入検査により猶予の要件を満たしていないことが確認された場合
    - ・猶予の確認の条件に反したとき
- 猶予の確認の取消しを受けた者に次の義務を課す。
  - ・確認を取り消された日から120日以内に、確認を取り消された部分について汚染状況調査を行い、その結果を知事に報告すること

4

# 本資料の検討課題

〔規則改正事項〕(資料3抜粋)

○調査猶予の確認の申請(記載事項、申請書様式、添付書類)

○猶予の要件(土地の利用方法が次のいずれも満たす場合)

- ・土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがないとき
- ・当面の間汚染状況調査を実施できない状況にあるとき

## 検討課題

### 調査猶予手続きのうち規則事項を検討する

| 検討項目 |                     | 概要                                                                     |
|------|---------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ①-1  | 猶予の要件               | 要件のうち、特に都独自で設定する要件について、規則における規程ぶりを検討する                                 |
| ①-2  | 猶予の申請書に記載する項目及び添付書類 | 規則に規定する申請書記載事項について、法の申請書の内容を参考にする。添付書類について、土地所有者等の同意書を必須とする旨等を検討する検討する |

5

## ①-1 猶予の要件

### 現在までの検討

【見直しの方向性】

・猶予の要件は、現行の**条例通知の要件を維持**する。このため、改正法第二段階施行で新たに調査義務がかかる「**猶予中の土地の形質変更**」は、当該箇所について猶予取消の対象となる。

**条例通知の要件**

【期間】建物があって調査が困難な場合で、工場等の建物を取り壊すまでの間

【条件】引き続き工場等設置者に管理されているか、土地所有者に管理が適切に引き継がれていること

### 考慮すべき点

- ・条例通知の要件のうち、管理の状況に係る【条件】は、法施行規則第16条の要件でも同等の管理を求めている
- ・【期間】については条例独自の考え方であるため、現行通知との整合が必要
- ・要件に当てはまる部分が敷地内の一部のみである場合の取扱い
- ・第114条命令相当、第115条調査要請相当の場合の取扱い

### 改正の考え方

- ・法施行規則及び条例施行通知の内容を条例制度にあわせて規定する。

6

## ①ー１ 猶予の要件

### 規則改正(方向性)

○ 条例第116条第○項の規定による猶予の確認は、申請のあった土地の利用方法が次の各号のいずれも満たすことが確実であると認められる場合に限り、該当する土地の部分に対して行うものとする。ただし、当該土地が第114条の命令相当又は第115条の調査要請相当の状況にある時は、猶予しない。

① 土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがないとして次のいずれかに該当するとき

ア 工場等廃止者(事業を承継した者を含む。)の事業用地であり、かつ関係者以外の者が立ち入ることができない敷地として利用されること。(法施行規則第16条第2項第1号を参考に規定)

イ 小規模な工場又は指定作業場であった土地であって、当該工場等廃止者(その者が法人である場合にあっては、その代表者)の居住の用に供され、かつ関係者以外の者が立ち入ることができない敷地として利用されること。(法施行規則第16条第2項第2号を参考に規定)

② 当面の間汚染状況調査を実施できない状況にあるとき

調査における土壤試料及び土壤ガス試料の採取にあたり、現存する建物を取り壊すこと若しくは建物の基礎等を損壊させることが必要であり、調査が困難であるとき(現在の条例通知の要件を参考に規定)

7

## ①ー１ 猶予の要件

《補足》

該当する土地の部分に対して行う ⇒ 部分的な猶予が可能

(通知事項として想定される内容)

○ 該当する部分が敷地のうち的一部分である場合は、敷地全域を猶予せず、部分的に猶予することができる。

○ 全域の猶予が相当である場合

- ・概ね1年程度の間建物を取り壊されることが確実であるとき
- ・調査対象地の全域が①イに該当するとき

8



## ①ー2 猶予の申請書に記載する項目及び添付書類

### 現在までの検討

#### 【見直しの方向性】

○猶予の申請は、調査義務者が行う。申請者が土地所有者と異なる場合、所有者の同意を必須とする。

○知事による猶予の確認にあたり、工場等の操業時の状況に関する図面や記録等の保管、土地の改変等利用状況の変更届出、土地所有者等の変更届出を条件とするほか、猶予中の土地の現況の届出等を条件に加えることを可能とする。

### 考慮すべき点

- ・法のただし書確認申請については、土地所有者等が行う。記載事項を法施行規則第16条第1項に、申請書様式を様式第3に規定。
- ・改正法第二段階施行において、ただし書確認申請に添付する書類及び図面の追加が予定されている。
- ・条例の申請に際して土地所有者等の同意を必須とするため、添付書類が必要。

### 改正の考え方

- ・猶予要件の該当性判断に必要な事項を記載させる。(様式も規則で規定)
- ・申請に当たり、土地所有者等の同意書のほか、猶予を受けようとする土地の範囲や面積がわかる図面、猶予条件付与に必要な資料を添付させる。

9

## ①ー2 猶予の申請書に記載する項目及び添付書類

### 《法の猶予の申請書の記載事項(法施行規則第16条第1項)》

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
- ③ 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類の、設置場所及び廃止年月日並びに当該特定有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類
- ④ 確認を受けようとする土地の場所及び敷地面積並びにその所有者等
- ⑤ 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法

### 《中環審第二次答申

#### (法第3条第1項のただし書の確認(一時的免除)に係る土地の範囲の明確化)》

○ 法第3条第1項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、現行のただし書の確認を受けるために必要な申請書に加え、新たに、ただし書の確認を受ける土地の範囲を明示するために図面を添付することが適当である。具体的には、調査の義務がかかっている土地の場所及びその図面並びにただし書の確認を受けようとする土地の場所及びその図面を添付することが適当である。

10

## ①ー２ 猶予の申請書に記載する項目及び添付書類

### 規則改正(方向性)

※下線は条例規定上必要な事項

◆ 条例第116条第○項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載し、その様式は別記第○号様式による調査猶予確認申請書によらなければならない。

- ① 廃止した工場又は指定作業場の名称及び廃止の時の設置者の氏名又は名称
- ② 廃止した工場又は指定作業場の所在地及び敷地面積
- ③ 当該工場又は指定作業場における有害物質の使用及び排出の状況
- ④ 確認を受けようとする土地の場所及び敷地面積並びにその所有者等
- ⑤ 当該土地について予定されている利用の方法
- ⑥ 当該土地において調査が困難である理由
- ⑦ 当該土地の管理者の氏名又は名称及び住所並びに連絡先

◆ 調査猶予確認申請書には、次の書類又は図面を添付しなければならない。

- ① 猶予の確認の申請を行う者が当該土地の所有者等でない場合、所有者等が当該猶予の確認の申請に同意している旨を示す書類
- ② 廃止した工場又は指定作業場の場所及びその図面
- ③ 廃止した工場又は指定作業場の敷地において確認を受けようとする土地の範囲を示す図面
- ③ 工場等の操業時の状況に関する図面や記録として自ら保管又は管理者に引継ぐ書類等の一覧

## 資料 6

### 【規則事項 2 手続】

#### ②第117条の適用除外行為 ③汚染地の改変行為

1

#### ②第117条の適用除外行為

| 条例第117条第1項                                                                                                                                                     | 規則第58条                                                                                           | 環境局HP                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規則で定める面積以上の土地において行う土地の切り盛り、掘削等規則で定める行為（以下「土地の改変」という。）を行う者（以下「土地改変者」という。）は、土壤汚染対策指針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過去の有害物質の取扱事業場の設置状況等規則で定める事項について調査し、その結果を知事に届け出なければならない。 | 条例第117条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。<br>一 土地の切り盛り、掘削その他土地の造成<br>二 建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更 | 土地の形質の変更のうち、次に掲げる通常管理行為又は軽易な行為は土地の改変行為に該当しません。<br>①仮設の工作物、塀等の新築、改築又は増築<br>②敷地内の水道管又は下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新設、改修又は増築<br>③用水又は排水施設の設置<br>④木竹の植栽、植え替え等のための掘削<br>⑤上記①から④に掲げるもののほか、通常管理行為又は軽易な行為等と認められるもの |

- ・これまで、適用除外となる土地の改変行為はHPに載せていたため、条文に明記する必要がある。
- ・条文に載せるにあたり、適用除外とする行為の整理が必要。

2

## ②第117条の適用除外行為

### 「中間とりまとめ」見直しの方向性

○適用除外行為として認めている「通常の管理行為」及び「軽易な行為」を、施行規則又は施行通知に記載し、明文化する。

○「通常の管理行為」としては、主にこれを規制することで公共の利益において不具合を生じるものとして、水道、下水道、ガス、電気工事等を対象とする。また、現行運用で認めている用水・排水施設の設置、植栽管理行為のほか、既存道路補修等、行為の性質から見て汚染の拡散のおそれが多く、かつ日常性・緊急性を要する行為も対象に加える。

○「軽易な行為」については、《300㎡未満の土地の形質の変更（当該箇所において既往調査で基準超過が確認されている場合は除く。）》とする。仮設の工作物や塀等の建設は、軽易な行為に当たるかどうかで適用を判断する。

○「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」についても、適用除外に加える。

○法第4条第1項の届出対象となる土地（改正法第二段階施行後において対象となる施設操作中の土地を含む。）については、円滑かつ正確に汚染のおそれの判断を行うため、全て条例第117条の対象となるよう、法第4条第1項の対象となる場合に限り規則で定める敷地面積要件を見直すとともに、《法第4条第1項の届出対象となる行為》を規則で定める「土地の改変」に加える。

3

## ②第117条の適用除外行為

### 規則改正（方向性）

○ 条例第117条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 土地の切り盛り、掘削等建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- ア 敷地内の水道管又は下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新設、改修又は増築
- イ 用水又は排水施設の設置
- ウ 木竹の植栽、植え替え等のための掘削
- エ 既存道路の補修（新設や拡幅を含むものを除く）
- オ 上記アからエに掲げるもののほか、汚染の拡散のおそれが多く、かつ日常性・緊急性を要する行為と認められるもの
- カ 改変面積300㎡ 未満の工事でかつ改変箇所において既往調査で基準超過が判明した経緯のないこと
- キ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

- 二 土壤汚染対策法第4条に基づく届出の対象となる行為

4

### ③汚染地の改変行為

### 現行条例における課題

|                  | 条例(現行)                           | 法(要措置区域)                                        | 法(形質変更時要届出区域)                            |
|------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 措置に係る構造物等の変更について | 汚染処理完了後及び汚染拡散防止措置完了後の土地について、規定なし | 法施行規則第43条により、当該構造物に変更を加えることは、法第9条による形質の変更の禁止に相当 | 法施行規則第50条により、当該構造物に変更を加える場合は、法第12条の届出が必要 |
| 違反した場合           | 規定なし                             | 法第65条(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)                     | 第66条(3月以下の懲役または30万円以下の罰金)                |

条例: 規定なし

法: 要措置区域等において実施した措置に係る構造物等に変更を加えることを規制

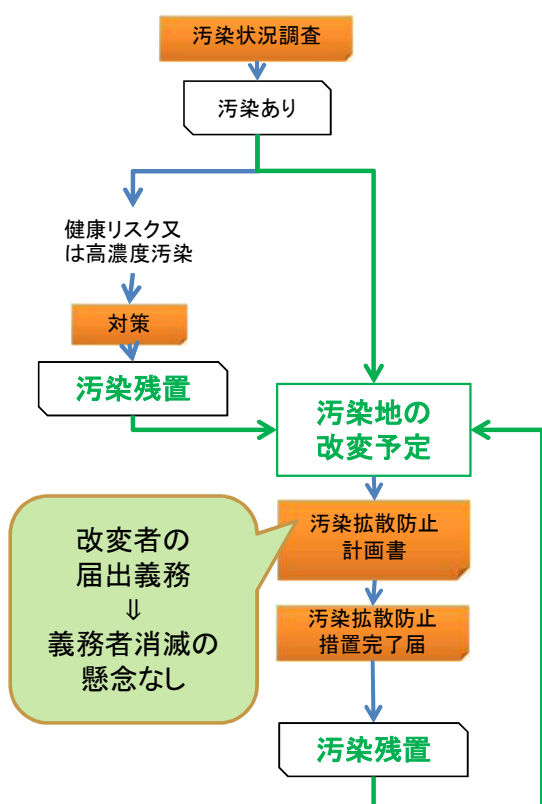


封じ込め等のための構造物に変更が加えられ、措置が不十分な状態になる可能性がある。

5

### 条例第116条における残置汚染の対応案

### 第2回検討委員会資料4抜粋

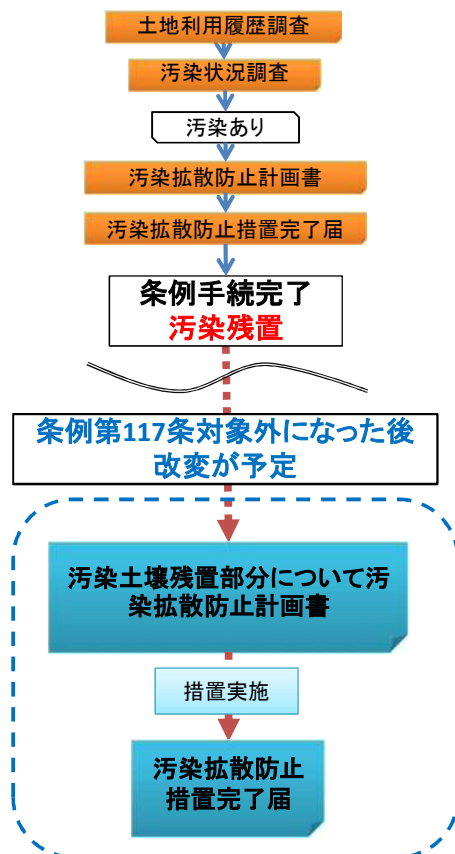


#### (対応案)

- 汚染残置部分において汚染土壤に触れるような**改変を行う者は、改変前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了届出を行う**こととする
- 土地所有者等は改変者に対して汚染が残置されているという情報を引き継ぐよう規定を追加
- その土地に汚染が残置されているかは、条例の汚染地台帳を整備することで確認可能とする。
- 第114条、第115条の対策後に残置され、かつ第116条対象外の汚染土壤の改変についても、同様に扱う。

※届出を要する改変行為は、法との整合の観点から、法第12条及び第16条の規定を参考に規則で規定  
 ※ 区域指定された土地は、法と手続きが重複するため対象外

6



(対応案)

- 汚染残置部分において汚染土壌に触れるような改変を行う場合で、**条例第117条の対象とならない場合には、改変前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了届出を行うこととする**
- 土地所有者等は改変者に対して汚染が残置されていて届出義務がかかるという情報を引き継ぐよう規定を追加
- その土地に汚染が残置されているかは条例の汚染地台帳を整備することで確認可能とする。

※届出を要する改変行為は、法との整合の観点から、法第12条及び第16条の規定を参考に規則で規定  
 ※ 区域指定された土地は、法と手続きが重複するため対象外

7

### ③汚染地の改変行為

「中間とりまとめ」見直しの方向性

○条例に基づく調査の結果汚染があった土地において、**規則で定める行為**(汚染土壌に触れるような土地の改変、対策に係る構造物の改変)を行おうとする者は、行為の実施の前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了届出を行う。

○**改変行為の要件は、法第12条及び第16条との整合を図る。**

○具体的な施行の基準は、指針で規定する。

8



## 検討課題

## 改変行為の要件を定める

|      | 汚染地での改変行為<br>(法第12条関係)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 汚染土壌の搬出<br>(法第16条関係)                                                                                                                             |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 届出要件 | 形質変更時届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。                                                                                                                                                                                                                                                           | 要措置区域又は形質変更時届出区域内の土地の土壌を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。 |
| 除外規定 | <p>(法施行規則第50条抜粋)</p> <p><b>次のいずれにも該当しない行為</b></p> <p>イ 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。</p> <p>ロ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上(地表から一定の深さまでに帯水層(その中にある地下水が飲用に適さないものとして第四十三条第一号ロの環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。))がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上)であること。</p> <p>ハ 土地の形質の変更であって、その深さが三メートル以上(ロの都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上)であること。</p> | <p>(法第16条抜粋)</p> <p><b>非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合</b>は、この限りでない。</p>                                                |

非常災害時の応急措置は法第12条第3項に事後の届出規定あり

汚染深度確定のため等を実施するボーリング調査は、H31改正後は法第12条の対象外となる予定

条例の改変行為の要件は法に合わせる。

9

## ③汚染地の改変行為

### 規則改正(方向性)

#### ◆届出を要する行為

次のいずれかに該当する行為とする。

- 1 汚染除去等又は地下水汚染対策の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
- 2 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上であること。
- 3 土地の形質の変更であって、その深さが三メートル以上であること。
- 4 汚染土壌を敷地外へ搬出すること。

#### ◆届出不要な行為

- 1 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 試験研究の用に供するために行う行為(改正後の法施行規則の書きぶりを参考に)

※非常災害時の行為については、運用として、事後の提出(任意)の受理を可能とする。





## 資料 7

# 土壤汚染対策指針の 改正事項について

1

### 土壤汚染対策指針の位置づけ及び構成

環境確保条例第113条の規定に基づき、有害物質により汚染された土壤の大気中への飛散又は土壤汚染に起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、有害物質取扱事業者の敷地及び土地改変者が土地の改変を行う土地の土壤汚染の調査及び対策に係る方法等を定めたもの（現行指針の「目的」より）

#### <全体の構成>

##### 第1 目的

##### 第2 土壤汚染に係る調査

- 1 土地利用の履歴等調査
- 2 汚染状況調査

##### 第3 計画の作成及び実施

- 1 汚染処理計画及び汚染拡散防止計画の目標
- 2 汚染処理計画の策定及び実施
- 3 汚染拡散防止計画の策定及び実施
- 4 汚染処理又は汚染の拡散防止の措置の完了

##### 第4 要措置区域等に係る特例

2

## 土壌汚染対策指針の構成(調査)

### ＜調査に関する規程＞

#### 第2 土壌汚染に係る調査

##### 1 土地利用の履歴等調査

- (1) 有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴
- (2) 有害物質の使用、排出等の状況

##### 2 汚染状況調査

- (1) 有害物質の使用及び排出の状況
- (2) 有害物質による土壌等の汚染状況
  - ア 汚染状況の概況調査
  - イ 汚染状況の詳細調査
- (3) 地下水等の状況
- (4) 今後の土地の利用計画

3

## 土壌汚染対策指針の構成(対策)

### ＜対策に関する規程＞

#### 第3 計画の策定及び実施

##### 1 汚染処理計画及び汚染拡散防止計画の目標

- (1) 汚染処理計画の目標
- (2) 汚染拡散防止計画の目標

##### 2 汚染処理計画の策定及び実施

- (1) 汚染の状況
- (2) 汚染処理の区域
- (3) 汚染処理の方法
- (4) 汚染処理の開始及び終了の時期
- (5) 汚染処理の期間中の環境保全対策
- (6) 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

##### 3 汚染拡散防止計画の策定及び実施

※ 2 と同じ構成

##### 4 汚染処理又は汚染の拡散防止の措置の完了

措置の方法ごとの確認方法

4

## 土壤汚染対策指針の見直しに係る方向性

### 背景

- ・ 指針は、調査・対策の技術的事項について、条例独自に定めているもの
- ・ 土対法の規則の改正等に併せて、これまでも数次の改正を行っている
- ・ 規制上の混乱を防ぐ観点から、法との整合及び合理化を図ってきている
- ・ 現行の指針では、法の調査・対策があった土地については、条例上の調査・対策とみなすことを規定

【法の適用を受ける土地についての調査の特例】 「土壤汚染対策指針 第2 2」

法の適用を受ける土地については、法で定める方法により、調査を実施することができる。

【要措置区域等に指定された場合の特例】 「土壤汚染対策指針 第4」

法の要措置区域等に指定された場合には、措置の完了があったものとみなす。

### これまでの検討委員会での検討

#### 見直しの方向性(案)

- ・ 調査・対策における技術面での法と条例の整合性については引き続き指針の検討の中で合理化を図っていく

5

## 土壤汚染対策指針の見直しに係る方向性

### 指針見直しの方向性(案)

- ・ 調査・対策の方法については、規制の合理化の観点から、法施行規則の方法に可能な限り整合させる。
- ・ 一方で、条例独自の理念を達成するために必要な部分（地下水の調査、高濃度時の対策等）については、独自に規定する。

6

## 土壌汚染対策指針の主な検討事項

| 事項                     | 主な検討事項(一部、改正の方向性を含む)                                                                                                                         |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1 目的                  | ・条例本文の改正に合わせて記載を修正                                                                                                                           |
| 第2 土壌汚染に係る調査           |                                                                                                                                              |
| 土地利用の履歴等調査             | ・法・条例の台帳情報の確認を調査項目に追加                                                                                                                        |
| 汚染状況調査                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法の調査の方法を基本として整合</li> <li>・詳細調査・深度方向調査の位置づけを整理</li> <li>・溶出量基準超過時の地下水調査は必須<br/>⇒地下水調査方法の検討</li> </ul> |
| その他                    | ・調査の省略規定                                                                                                                                     |
| 第3 計画の作成及び実施           |                                                                                                                                              |
| 汚染処理計画・汚染拡散防止計画の策定及び実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の必要性(目的)に応じて「汚染除去計画」「地下水汚染対策計画」「汚染拡散防止計画」に分けて記載</li> </ul>                                         |
| 汚染処理又は汚染の拡散防止の措置の完了    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングを措置の一種として位置づけ</li> <li>・各計画書への記載事項</li> </ul>                                                  |
| その他                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然由来等基準不適合土壌の搬出規制について</li> <li>・GR/SRの考え方を環境保全対策等に反映</li> </ul>                                      |
| 第4 要措置区域等に係る特例         | 法案件の一律的な“みなし”を是正するため、当該規定は削除(法・条例重複の解消は、条例・規則レベルで記載)                                                                                         |

7

## 資料 8

### 【指針事項 1 調査】

## 汚染状況調査の方法

1

### 汚染状況調査の方法

#### 第2回検討委員会資料3抜粋

#### 論点③ 詳細調査の位置づけ及び求める内容

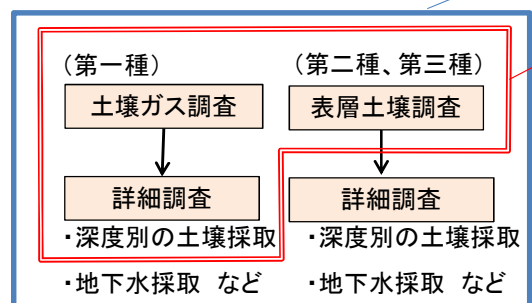
#### 現状

＜土壤汚染状況調査でもとめる調査内容＞

条例調査

条例・・・調査の一環としての位置づけ

表層で基準超過があった場合、  
詳細調査（ボーリング調査及び  
地下水調査）が必須



法調査

法・・・第一種以外は対策の一環として位置づけ

第一種は深度調査が必須

二種・三種は調査時は表層土壌のみ

（対策実施時に必要に応じてボーリング調査を実施）

改正法の第4条の調査では、形質変更の深度＋1mまでの調査となり、  
それ以深の調査を不要とすることが検討されている。

2

## 汚染状況調査の方法

### 第2回検討委員会資料3抜粋

#### 論点③ 詳細調査の位置づけ及び求める内容

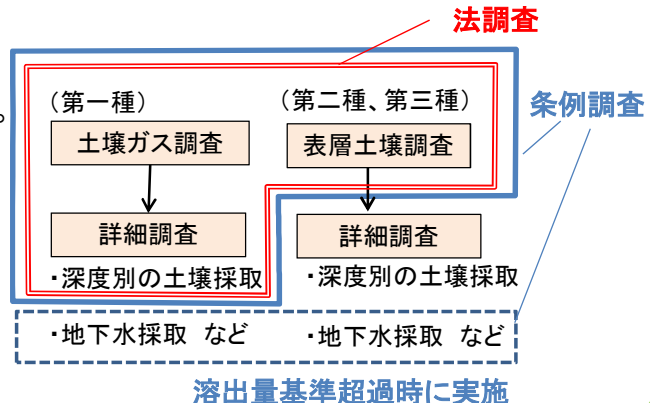
##### 見直しの方向性(案)

土壌の調査方法及び範囲については、法によるものと同じ方法・範囲を条例上必須の調査とする。

地下水環境保全の観点から、溶出量基準超過があった場合の敷地内の地下水の調査は必須とする。

なお、詳細調査を実施した場合には、条例の調査として報告できる。  
(引き続き調査の一環としての位置づけ)

また、対策を実施する際には、汚染範囲の確定に必要な深度調査を実施する。



※調査方法の詳細な規定は、指針の見直しにおいて検討。(第5回以降)

3

## 汚染状況調査の方法

### 見直しの方向性

#### 「中間とりまとめ」見直しの方向性

○汚染状況調査については、法の土壌汚染状況調査との整合及び条例独自の地下水環境保全の観点も考慮して、合理化する。

○土壌の調査方法及び範囲については、法によるものと同じ方法・範囲を条例上必須の調査とする。なお、詳細調査を実施した場合には、条例の調査として報告できる。

○地下水環境保全の観点から、溶出量基準超過があった場合の敷地内の地下水の調査は必須とする。

○対策を実施する際には、汚染範囲の確定に必要な深度調査を実施する。

#### 改正案の概要(パブコメ案)

○ 指針に定める汚染状況調査については、次のとおり合理化する。

- ・土壌の調査方法は法の規定による調査方法と整合させる。
- ・地下水の調査方法は、条例の規制目的を踏まえ必要な事項を定める。

4

## 法と条例の調査方法の比較

|                                            | 法施行規則                                                                       | 条例指針                                               | 検討事項                               |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------|
| 調査地点の設定<br>調査区画の選定<br>分析方法 等               | 整合がとれている                                                                    |                                                    | 文言の修正等                             |
| 既設井戸の調査                                    | 規定なし                                                                        | (溶出量基準超過、ガス検出の場合)<br>対象地内に既設の井戸がある場合は、地下水の水質の状況を把握 | 地下水の調査と同時に検討                       |
| 【詳細調査】<br>第1種有害物質<br>調査地点<br><br>(ボーリング調査) | (法施行規則第8条第1号抜粋)<br>土壌ガスが検出された区画のうち基準不適合土壌が存在するおそれが最も多いと認められる地点において、試料採取等を行う | 土壌ガスが検出された区画について、単位区画ごとに設定することを原則とする。              | 法施行規則第8条第1項の調査を基本とする。<br><br>検討項目① |
| 【詳細調査】<br>第2種有害物質<br>第3種有害物質               | 詳細調査の規定なし                                                                   | 詳細調査必須                                             | 調査で必須となる範囲は法と整合。調査方法について、次回以降検討    |
| 【詳細調査】<br>地下水調査                            | 必須ではないが、特例や措置として地下水調査方法がある                                                  | 詳細調査時に必須                                           | 地下水調査方法を検討<br><br>検討項目②            |
| 調査省略                                       | 規定あり                                                                        | 規定なし                                               | 検討項目③                              |
| 自然由来・埋立由来の特例調査                             | 規定あり                                                                        | 規定なし                                               | 条例上の扱いについて、次回以降検討                  |

5

## 本資料の検討課題

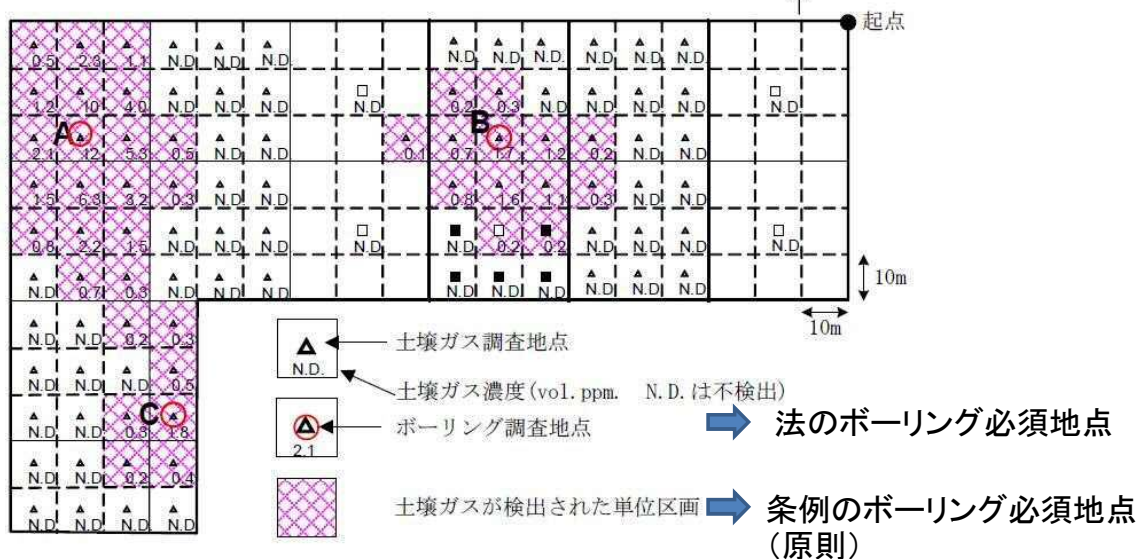
### 検討課題 指針事項のうち調査に係る事項について検討

| 検討項目                | 概要                                  |
|---------------------|-------------------------------------|
| ① 第1種有害物質のボーリング調査地点 | 法と整合させ、相対的に高い区画での調査を基本とする。          |
| ② 地下水調査の方法          | 条例独自の規制に必要な地下水の汚染状況の評価に必要な調査方法を検討する |
| ③ 調査省略と省略時の汚染状況の評価  | 地下水調査を含め、調査省略をした場合の汚染状況について評価を検討する  |



## ① 第1種有害物質のボーリング調査地点

### ＜ボーリング調査地点＞



### 土壌汚染対策指針 第2 (2)イ 汚染状況の詳細調査

法施行規則第8条第1項の方法により設定する。  
ただし、この方法により汚染土壌の存在が確認された場合には、汚染土壌の存在の可能性が高いと判断された場所及びその周辺を対象に、汚染処理の区域又は汚染の拡散防止の区域の設定が適切にできるよう、対象地の面積及び汚染状況の概況調査の結果を考慮し、単位区画ごとに設定することを原則とする。

7

## ① 第1種有害物質のボーリング調査地点

### 現状

・多くの案件で、その後の対策を見据えて、土壌ガス検出地点全地点で調査を実施している。

・一方で、条例においては、例えば、

- ・工場等廃止時の調査(第116条)で掘削予定のない場合
- ・土地改変時の調査(第117条)で掘削予定深度が浅い場合
- ・健康被害のおそれ等がなく法令上対策が不要な場合

このようなケースであっても、全地点で原則10mまでの深度別土壌試料採取が必要となる。

⇒事業者にとって過剰な負担となっている可能性

### 指針改正の考え方(案)

法と整合を図るため、土壌汚染状況調査で必須とする深度調査は、法施行規則第8条第1項の調査(相対的高濃度地点での深度調査)を基本とする。

※対策を実施する際には、汚染範囲の確定に必要な深度調査を実施する。

8



## ② 地下水調査の方法

### <地下水調査の位置づけ>

- 現状**
- ・法は、土壌汚染状況調査において、地下水調査を義務付けていない  
(土壌ガスが採取できない場合の特例、法5条命令時の特例などはある。)
  - ・条例は、地下水汚染の状況を把握するため、概況調査で汚染が確認された場合には、詳細調査において、地下水調査を必須としている。

#### 「中間とりまとめ」見直しの方向性

調査の方法は基本的に法と整合させつつ、地下水環境保全の観点から、溶出量基準超過があった場合の敷地内の地下水の調査は必須とする。

条例の調査において実施する地下水調査の方法について、  
検討する必要がある

9

## ② 地下水調査の方法

### <地下水調査方法の比較>

| 地下水調査の種類 | 土壌ガスが採取できない場合の地下水調査 | 法第5条第1項の命令に基づく地下水調査       | 措置としての地下水の水質の測定による地下水調査 | 条例の概況調査による地下水調査 | 条例の詳細調査による地下水調査              |
|----------|---------------------|---------------------------|-------------------------|-----------------|------------------------------|
| 採取孔      | 土壌ガスの採取孔            | 打ち込み井戸、簡易井戸設置             | 観測井戸設置                  | 既設井戸            | ボーリング孔                       |
| 試料採取深度   | 0.8～1.0m            | 地下水基準に適合しないおそれが多い帯水層の底面まで |                         | 未設定             | 原則10mまで                      |
| 試料採取地点   | 土壌ガスと同様<br>(区画の中心等) | 汚染が存在することが明らかである部分        | 最も土壌溶出量が高い地点や地下水の下流側の地点 | 対象地内の既設井戸       | ボーリング調査実施地点<br>(汚染のおそれが多い地点) |
| ページ      | 原則不要                | 実施                        |                         | 未設定             | 不要                           |
| 測定方法     | 調査17号告示に規定する方法      |                           |                         |                 |                              |

これらの方法をもとに、条例における地下水調査を検討

10

## ② 地下水調査の方法

### ＜地下水調査方法の設定に係る論点＞

| 論点      |                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 試料採取地点  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染の中心部分とすべきか、地下水流向下流側の敷地境界付近とすべきか。（↑“汚染を見つけに行く調査”か、“汚染が外部に出ていないかを確認する調査”か、で設定が変わってくるか）</li> <li>・敷地境界付近とした場合で、広い敷地の場合には、複数地点での調査が必要ではないか？ 広い敷地の一部が調査対象地の場合には、どう設定すべきか。</li> </ul> |
| 試料採取深度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染のおそれがある帯水層が原則と考えられるが、</li> <li>・上記深度が深い場合は？ 10mまで等深度限定をつけるべきか？</li> <li>・下位帯水層の調査をどうすべきか？</li> </ul>                                                                            |
| 試料採取の回数 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染の中心部の調査であれば、一度の地下水調査で把握できそうであるが、敷地境界付近の場合、継続的な調査が必要か？</li> </ul>                                                                                                                |
| 分析項目    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌調査において土壌溶出量基準を超過した項目及びその分解生成物は必要と考えるが、親物質の調査も必要か？</li> </ul>                                                                                                                    |
| その他     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・措置としての地下水モニタリング及び措置の効果確認のためのモニタリング（2年間モニタリング等）は、基本的に法と同じ方法でよいのか？</li> </ul>                                                                                                       |

#### 今回の検討事項

- ・その他論点となることがあるか？
- ・上記の点を決めていくにあたってのヒントなど

11

## ③ 調査省略と省略時の汚染状況の評価

#### 見直しの方向性

汚染状況調査については、  
**法の土壌汚染状況調査との整合及び**  
**条例独自の地下水環境保全の観点も考慮して、合理化する。**  
⇒ **調査省略**について、法と同様に条例も可能とする。

地下水環境保全の観点から、溶出量基準超過があった場合の敷地内の地下水の調査は必須とする。  
⇒ **調査省略で溶出量基準超過とされた場合についても、地下水調査は原則必須**

12

### ③ 調査省略と省略時の汚染状況の評価

#### 〈調査省略した場合〉

| 省略項目      |     | 汚染状態の評価                  | 適用される規制                   |
|-----------|-----|--------------------------|---------------------------|
| 法         | 土壌  | 第二溶出量基準超過、含有量基準超過        | 区域指定<br>(要措置又は形変)         |
|           | 地下水 | (調査の規定なし)                |                           |
| 条例<br>(案) | 土壌  | 第二溶出量基準超過、含有量基準超過(法と整合)  | 「高濃度汚染」に相当<br><b>下表参照</b> |
|           | 地下水 | <b>地下水の汚染状態の評価(条例独自)</b> |                           |

#### 〈地下水調査を省略した場合の評価〉

地下水調査を省略した場合、汚染状態の評価をどうするか

⇒最大の汚染レベル(第二地下水基準超過)と評価せざるを得ないか。

⇒この場合、下表のとおり、対策が求められることとなる。

|             |                      | 地下水の汚染状態    |             |               |
|-------------|----------------------|-------------|-------------|---------------|
|             |                      | 地下水基準<br>適合 | 地下水基準<br>超過 | 第二地下水<br>基準超過 |
| 土壌の<br>汚染状態 | 含有量基準 超過             | 不要          |             |               |
|             | 溶出量基準 超過             | 不要          | 不要          | 封じ込め等         |
|             | うち <b>第二溶出量基準</b> 超過 | モニタリング      | モニタリング      | 封じ込め等         |

13

### ③ 調査省略と省略時の汚染状況の評価

#### 指針改正の考え方(案)

##### 【土壌調査の省略】

省略時の評価は、法に準じて、第二溶出量基準超過、含有量基準超過とする。  
(※1)

##### 【地下水調査の省略】

土壌溶出量基準超過の場合の地下水調査は必須であり、原則として省略はできないものとする。

地下水調査をやむを得ず省略した場合は、第二地下水基準超過と評価する。  
(※2)

土壌・地下水ともに調査の追完(省略した調査の過程を改めて実施すること)は可能とする。

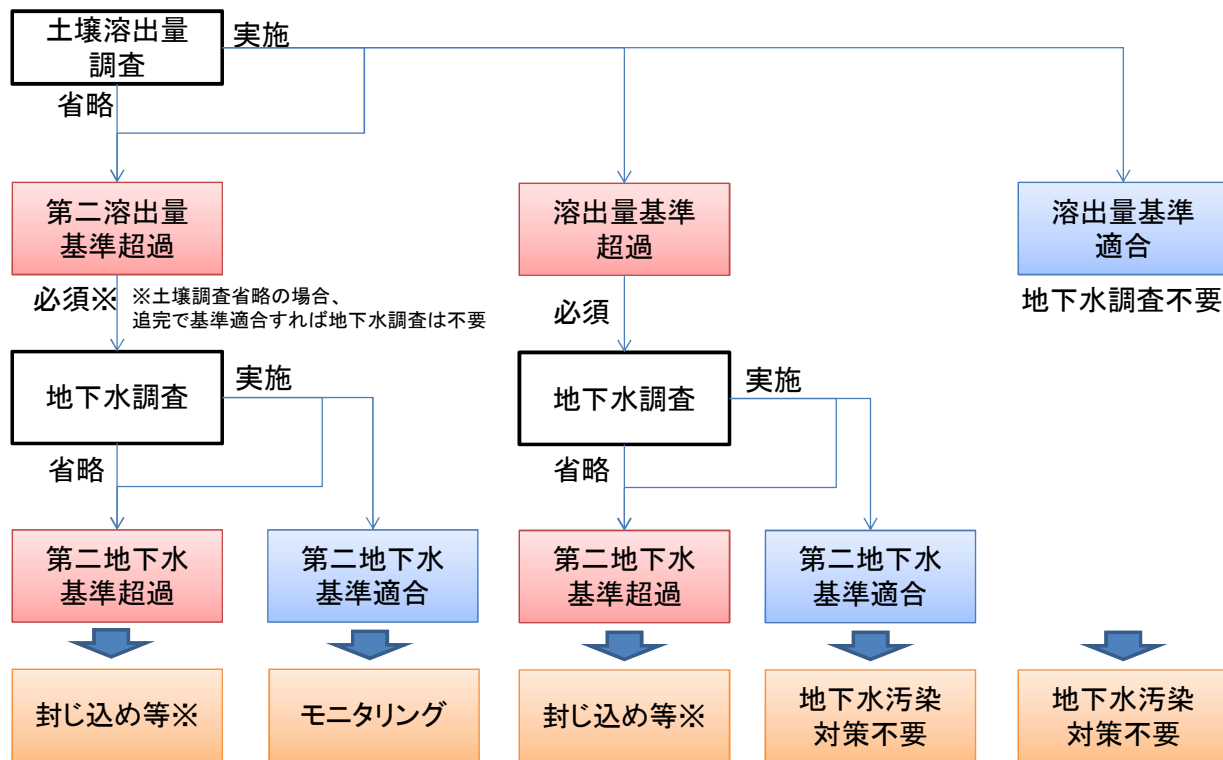
※1 溶出量調査を省略した場合は、第二溶出量基準超過として、地下水調査が必要になる。

※2 第二地下水基準超過として、対策命令(封じ込め等)が発出される。

14

## 調査省略時の評価(案)と地下水汚染対策(案)の整理

※健康リスクがある場合は健康リスクの判断基準が優先する。



## 土壌汚染対策検討委員会設置要綱

### (設置)

第1 有害物質やダイオキシン類等による土壌汚染の調査及び対策等について検討するため、土壌汚染対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 有害物質やダイオキシン類等による土壌・地下水汚染の調査及び対策に関すること。
- (2) その他必要な事項

### (構成)

第3 委員会は、局長が委嘱する学識経験を有する者10人以内をもって構成する。

2 局長は、必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

3 局長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

### (任期)

第4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。ただし、再任は妨げない。

### (委員長)

第5 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第6 委員会は局長が招集する。

### (庶務)

第7 委員会の庶務は、環境局環境改善部化学物質対策課において処理する。

### (開催方法)

第8 会議は公開とする。

(議事録及び会議資料)

第9 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成16年1月7日から施行する。(改正)

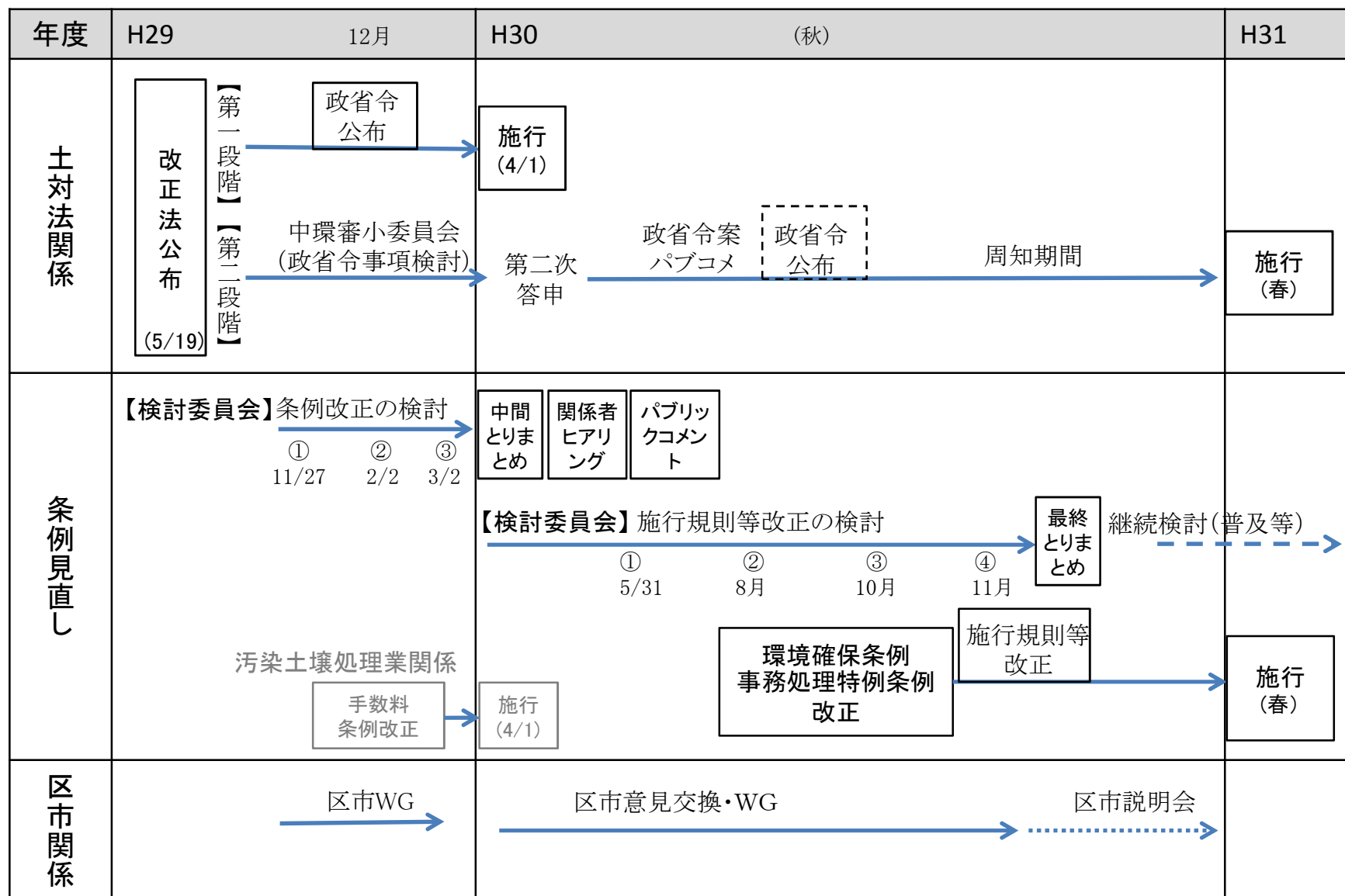
附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。(改正)

# 都の土壤汚染対策制度の見直しに係る検討スケジュール(案)



# 都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討（中間とりまとめ）【概要】

## 契機

土壤汚染対策法の改正  
(平成29年5月改正法公布)

## 課題

- 1 土壤汚染対策法の改正への対応の必要性
  - 2 土壤汚染対策法との重複・不整合
  - 3 汚染地情報の公開規定の未整備
  - 4 条例運用上の課題の発生
- + 法・条例に含まれていない考え方の必要性

環境確保条例による  
土壤汚染対策制度の課題を整理

## 基本方針

法と条例の各々の特徴を生かしつつ、  
さらに自主的な取組の推進も含めた  
「法と条例と自主的取組のベストミックス」を目指す

| 法                               | 条例                         |
|---------------------------------|----------------------------|
| 土地の状態責任<br>⇒土地所有者義務<br>人の健康被害防止 | 汚染原因者責任<br>⇒事業者義務<br>環境の保全 |

## 見直しの方向性

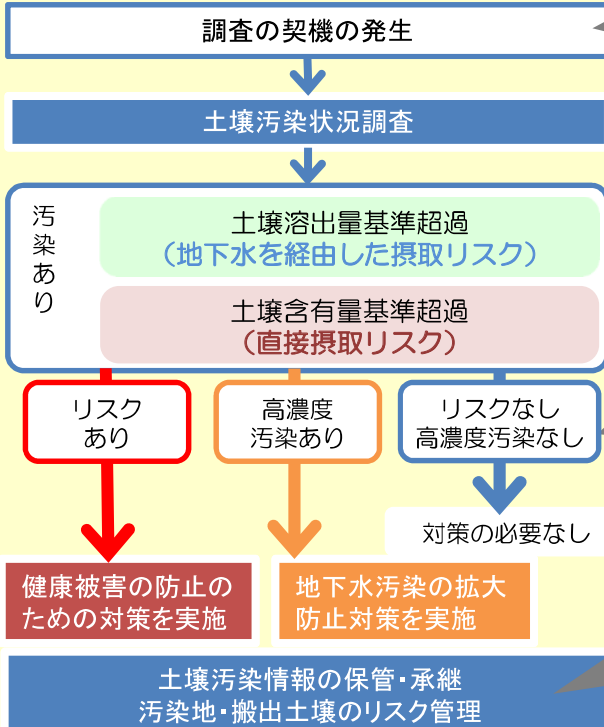
土壤汚染対策検討委員会、区市WG 等で検討

### 1 条例の目的・規制対象

- ・法と同様の「健康リスク」を定義 ⇒ 飲用井戸情報収集等の規定追加
- ・条例独自の「地下水環境保全」の考え方も保持
- ・自然由来の基準不適合土壤を、限定的に規制対象とする

### 2 土壤汚染情報の公開

- ・土壤汚染情報を記載した台帳を調製し、公開する規定を整備  
⇒ 法と同様の「汚染ありと評価された土地」を先行して公開を開始し、  
「汚染が確認されなかった土地」の情報の公開も将来的に検討



### 3 調査実施の契機

#### <工場等における調査>

- ・調査時期を“工場等廃止後120日以内”に変更(法と整合)
- ・調査猶予の規定を明文化(猶予条件は条例独自)
- ・調査義務の承継規定(事業者⇒土地所有者等)
- ・操業中の自主的な調査・対策の報告を受理可能に

#### <土地改変時の調査>

- ・適用除外行為として、①管理行為(上下水道等)、  
②軽易な行為(300㎡未満の改変)、  
③災害時の応急措置、を明確化

### 4 対策の要件等

- ・法と同様の健康リスクベースの対策要件を取り入れつつ、  
条例の目的である地下水環境保全のため、  
高濃度汚染時には対策を必要とする規定も導入
- “高濃度汚染時”
- 土壌：第二溶出量基準超過
  - 地下水：第二地下水基準(新設)超過

### 5 汚染地のリスク管理

- ・土壤汚染情報に係る台帳の調製・公開(再掲)
- ・汚染が残置された土地(汚染地)の改変時の届出義務
- ・自然由来等基準不適合土壤の搬出時の届出義務

### 6 法との重複の整理

- ・調査方法は、基本的に法の方法と同様とする(地下水調査は限定的に必須)
- ・法の調査報告書を、条例の調査報告書に活用できる(適用除外ではない)
- ・汚染地の改変時の届出は、法の届出により条例の届出があったものとみなす。
- ・法台帳と条例台帳は、当面の間併存させ、円滑な情報共有方法等を継続して検討

### 7 その他

- ・調査・対策義務違反時の勧告、公表規定を強化
- ・土地所有者等の調査や対策への協力義務を明文化
- ・最適な土壤汚染対策(GR・SR等)の促進に係る考え方を検討し指針に記載